

# 公共企業体の人事労務管理

——国鉄における実態調査の報告——

津田真澂

## 第一章 国鉄の人事管理の組織と制度

### 第一節 国鉄の組織

### 第二節 国鉄の人事管理制度の規定

### 第三節 国鉄の労使関係の骨格

#### 一 公共企業体

#### 二 団体交渉

#### 三 苦情処理

#### 四 事前協議

#### 五 安全衛生委員会

#### 六 現場協議（以上、一橋大学研究年報『社会学

研究17』昭和五四年三月、所収）

公共企業体の人事労務管理

## 第二章 国鉄の人事管理の骨格

### 第一節 集権制縦割り機構

#### 一 本社規程

#### 二 縦割り機構

### 第二節 職員管理規程

### 第三節 階梯職制

#### 一 階梯職制の意味

#### 二 鉄道学園教育課程

#### 三 登用試験制度

### 第四節 職名と職群

#### 一 職名

- 二 職群
- 三 職名と職群
- 第五節 管理職制度
  - 一 管理職の定義
  - 二 現業管理職の権限
  - 三 現業管理職への道
  - 四 助役試験合格者の滞留
  - 五 現業管理者の特色
  - 六 上級管理者への任用
  - 七 指定職制度（以上、本号所収）
- 第三章 国鉄現場の人事管理
  - はじめに
  - 第一節 現場の組織
    - 一 豊橋駅の組織
    - 二 管理者の性格
  - 第二節 現場の作業管理
    - 一 職名と作業分担
    - 二 業務の指示
- 三 勤務形態と勤務時間
- 四 作業の方法と手順
- 五 人員の配置
- 六 管理者の管理業務
- 第三節 国鉄現場の人事管理の実態
  - 一 現場の経営方針
  - 二 人事管理の年度方針
  - 三 管理者の管理業務計画
  - 四 整備した人事記録制度
  - 五 職場規律の再建
  - 六 労働組合と業務管理
  - 七 人事勤務評定
  - 八 現場協議
  - 九 管理者の管理
- 第四章 鉄道管理局の人事管理
  - 第一節 管理局の人事管理組織
    - 一 管理局の組織
    - 二 人事管理部署としての総務部

## 第二節 総務部の人事管理

- 一 要員管理
  - 二 配置転換
  - 三 昇進昇格管理
  - 四 新規採用
  - 五 退職管理
  - 六 教育訓練制度
  - 七 提案制度
- ### 第三節 職場管理の指導
- 一 経営計画の策定
  - 二 年度現場管理施策
- 三 局と現業管理者の連繋
  - 四 労使関係
  - 五 職場管理監査
- #### 第四節 地方採用職員管理
- 一 地方採用職員の性格
  - 二 地方採用職員の運用
  - 三 幹部候補者制度
- 調査を終って——若干の提言——
- 一 実態調査の概要
  - 二 若干の提言

## 第二章 国鉄の人事管理の骨格

### 第一節 集権制縦割り機構

#### 一 本社規程

公共企業体の人事労務管理

国鉄は典型的な中央集権制で機構が編成されている。図1の組織図にもどって考えてみよう。種々の中間組織をとりはらって図1をみると、国鉄の業務執行機関は総裁・副総裁・常務理事から成るトップ経営者機構と多数の部、局、室などから成る本社機構と、鉄道管理局を代表とする多数の地方機構に分けることができ、それぞれの地方機構には、本局と駅、区などの現場があり、それらがタテに系列化されている。民間企業でもこれに類似する機構としてトップ・マネジメント、事業所、事業所内職場があるが、民間企業と非常にちがう点は、本社に権限が集中しており、また本社、局、現場の間に無数といってよいほどの権限規程がからみ合っている。公共企業体としての国鉄が充足して以後は戦前ほどのこまかな規定は実際に作用していないにせよ、民間企業にくらべればはるかに多数の詳細な権限規程が機能しており、これらの規程が中央集権制を貫徹することに役立つといえよう。このことは昭和三十二年一月に定められた日本国有鉄道組織規程にもとづいて管理局業務管理規程が規定され、この規程によって管理局組織規程が制定されていることにはあらわれている。

まず、本社の業務に関しては次にかかげるところの昭和三十九年四月一日総裁達第四百四十八号で定められ、昭和四十五年八月総裁達第七十号で改定された規程がある。

「本社の業務に関する規程

本社及び本社附属機関において処理する業務の基準を定めることにより、地方機関との権限の明確化をはかり、もって責任体制の確立と経営管理の合理化に資するため、本社の業務に関する規程を次のように定める。

(適用範囲)

第一条 本社及び本社附属機関（以下「本社」という）において処理する業務については、この規程の定めるところによる。

（本社において処理する業務の範囲）

第二条 本社においては、次の各号に掲げる業務を処理するものとする。

- (1) 経営の基本的計画に関する事項
- (2) 全般管理に関する次に掲げる事項
  - ア 主要組織の設廃
  - イ 重要人事
  - ウ 経営目標
  - エ 業績の測定及び評価
  - オ 内部監査
  - カ 基本的な規程の制定
  - キ 全社的な総合調整
- (3) 特に中央において集中処理することを必要とし、又は適当とする事項
- (4) 地方機関の長が次に掲げる場合に指示又は調整を求めた事項
  - ア 地方機関相互間の協議がととのわない場合

公共企業体の人事労務管理

イ 専決施行に属する事項であっても重要と認めた場合

ウ 本社において制定した基準によりがたい場合又は基準のない場合で異例と認めたとき

### 附 則

この違は、別に定める日から施行する。昭和四十年三月十九日総裁達第百一号で昭和四十年四月一日から施行」  
この規程で重要なのは第二条(2)の力の「基本的な規程の制定」であつて、国鉄は文書の形式である「規程」、それも本社で定める基本規程によつて管理される四三万人の経営体であるということが明瞭にうち出されているのである。「典型的な中央集権制」と呼ぶのはこの意味においてである。この本社権限規程を受けて管理局では、管理局の業務管理規程の中で管理局長の専決事項が定められている。それによれば、「局長は、別に定めるところにより本社及び支社の権限として留保された専決事項を除いて、管理局の管理及び運営に関する事項を専決施行する」と定めて本社の権限が優先することを明示し、さらに局内に関しては「局長は、その専決施行に属する事項の一部を各部長及び現場機関の長に専決施行させ、又はその専決施行できる事項の一部を制限することができる。ただし、組織に関する規程に関する事項については、再委任しない」と定めている。本社、局、現場の権限関係がこれによつて明らかである。

### 二 縦割り機構

国鉄の機構のもう一つの特色は縦割り機構ということである。縦割り機構には二つの意味がある。一つは本社と地

域の縦の関係ということである。国鉄の主業務は鉄道・自動車・船舶による輸送業務であり、業務の範囲が全国に広く分散しているので、一定地域ごとに管理単位を設定せざるをえない。この管理が地域単位であることはこの管理単位の分離性を強めざるをえない。実さい、隣接の管理単位以外には管理単位の間では接触する関係は存在しないのであって、管理単位のヨコの関係はほとんどないといってよい。そしてこのことが本社と管理単位の間々のタテの関係を強めることになっている。

もう一つは、鉄道、自動車、船舶は同じ輸送業務であっても別々に独立した輸送産業である。図1でみれば、本社の自動車局、地方自動車局・地方自動車部、自動車営業所という三つの機関は縦の連結をしており、その他の組織とは独立している。船舶についても同様であって、この意味でも国鉄の組織は縦割りになっている。

さらに鉄道輸送についてみると、本社の機構は経理局、施設局、運転局、電気局というように機能からみた分業組織になっている。この機構は管理局にもそのまま貫かれており、組織規程によって局に経理部、施設部、運転部、電気部等々がおかれているのである。経理局は局限りにとどまるが、施設局は保線区・保線所など、運転局は機関区・電車区などの現場機関を管理することと定められており、縦割り機構が現場まで一貫しているのである。

この縦割り機構は現場機関の職員についてみればきわめて明瞭である。というのは鉄道の現業部門を大別すれば営業（駅、車掌など）、運転（電車・機関車の運転）、施設（保線、建築など）、電気（信号、通信、電務など）になるが、それぞれの部門に人員の交流は全くないといってもよいのであって、職員はいったん一つの部門に入れば、他の部門に動くことは稀である。さらにまた、大きな駅についてみれば南・北に出・改札口がある場合に、二つの出・改

札口に所属する職員の間にはめつたに人員の交流はない。大きな操車場についても同様であつて、その中に若干の区が設けられており、区間で人員の移動はめつたにない。このような職場間の横の關係の欠如が縦割りの制度を強化しているといふことができよう。

## 第二節 職員管理規程

国鉄の人事管理が規程によつておこなわれる形をとつてゐることは、すでにくりかえして述べたとおりである。現在の国鉄の人事管理の基本規程は「職員管理規程」(昭和三十九年四月総裁達第五百十七号、改正昭和四十六年三月総裁達第二十六号まで)であろう。この規程は以下でしばしば引用されることになるので、全文をかかけておくことにしたい。

### 「職員管理規程

#### 第一章 総 則

##### (適用範囲)

第一条 職員数並びに職員及び準職員の任免、勤務、給与、教育訓練、賞罰等に関する業務については、この規程の定めるところによる。

2 この規程に定めてない事項については、別に定めるものによる。

(注) 別に定めるもののおもなものは、次のとおりである。



規 程 名

関 係 事 項

- |     |                                  |                    |
|-----|----------------------------------|--------------------|
| (1) | 本社賞罰審査委員会規程（昭和三十九年四月総裁達第百九十一号）   | 委員会の構成、賞罰の審査等      |
| (2) | 鉄道頭功章等選考委員会規程（昭和四十年十一月総裁達第百五十五号） | 委員会の構成、選考審査等       |
| (3) | 外国出張審査委員会規程（昭和四十年十一月総裁達第百六十六号）   | 委員会の構成、事案の審査等      |
| (4) | 指定職員等管理規程（昭和三十九年四月総裁達第百五十八号）     | 範囲、定数、任免、給与等       |
| (5) | 管理職員管理規程（昭和三十九年四月総裁達第百五十九号）      | 範囲、定数、給与等          |
| (6) | 嘱託規程（管理規程）（昭和三十九年四月総裁達第百六十一号）    | 嘱託の委嘱、解嘱、給与等       |
| (7) | 厚生業務管理規程（昭和三十九年四月総裁達第百六十二号）      | 職員を採用する場合の健康診断及び体位 |

（用語の意義）

第二条 この規程における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「指定職員等」とは、指定職員等管理規程第三条に規定する者をいう。
- (2) 「管理職員」とは、管理職員管理規程第二条に規定する者をいう。
- (3) 「準職員」とは、雇用契約に基づいて業務に従事する者であつて、かつ、職員となるための教育訓練を行ない、職員としての適格性を判断する期間内にある者をいう。

第二章 職 員 数

（職員数の決定）

第三条 職員の総数は、総裁が決定する。

2 職員局長は、前項の職員の総数並びに本社附属機関の長及び地方機関の長の要員計画に基づき、本社、本社附属機関及び地方機関（駐在理事室を含む。）別の職員数を決定する。

（需給計画の調整）

第四条 職員局長は、必要がある場合は、職員需給計画の調整を行なうものとする。

### 第三章 任 免

（任免を行なう者）

第五条 職員（準職員を含み、指定職員等を除く。）の採用、勤務指定、転勤、昇職、降職、転職、昇給、降給、休職、復職、休業、復業、退職及び免職については、所属長又はその委任を受けた者が行なう。ただし、総裁が採用を決定した大学卒業者の免職を除く。

（採用の方法）

第六条 職員は、次の各号の一に該当する者を除き、準職員のうちから選考によって採用する。

- (1) 幹部要員として採用する大学及び高等専門学校卒業者
- (2) 大学課程の生徒として採用する者
- (3) 医師、歯科医師又は薬剤師の免許証を有する者
- (4) 甲種海技免状を有する者（船舶通信士を除く。）

- (5) 日本国有鉄道（公共企業体移行前の運輸省を含む。）に在職し、官公庁に転出した者で、復帰する者
- (6) 無給職員で退職し、再採用された者
- (7) その他総裁が必要と認めた者

（欠格条項）

第七条 日本国有鉄道法（昭和二十四年法律第二百五十六号）第二十六条第二項の規定によるほか、次の各号の一に該当する者は、準職員又は職員として雇用し、又は採用することができない。

- (1) 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産の宣告を受けた者で復権を得ないもの
- (2) 禁こ以上の刑に処せられた者で、執行を終り、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの

(3) 日本国有鉄道又はその他の職員として在職中、非行又は不都合な行為により免職の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

(4) 身体検査及び適性検査に合格しない者

（大学及び高等専門学校卒業者の採用）

第八条 幹部要員として採用する大学及び高等専門学校卒業者の数及び採用については、総裁が決定する。

（休職及び休業）

第九条 職員の休職の取扱いについては、日本国有鉄道法第三十条の規定によるほか、職員休職基準規程及び職員

の申出による休職基準規程の定めるところによる。

2 準職員が刑事事件により起訴された場合は、休業を命ずることができる。

#### 第四章 勤 務

##### (労働時間等)

第十条 職員及び準職員の勤務の種別ごとの労働時間及び休憩時間は、総裁が決定する。

##### (休日)

第十一条 職員の休日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、業務の都合により、他の日にこれを振り替えることができる。

(1) 七日に一日の割合で与える公休日。ただし、船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける者については、航海中は公休日を附与しない。

(2) 国民の祝日

(3) 年末年始の休日

(4) 船員法の適用を受ける者について附与する調整休日

2 準職員の休日については、職員勤務基準規程の定めるところによる。

##### (年次有給休暇)

第十二条 職員に、原則として次の区分により、年次有給休暇を附与する。

(1) 第六条各号に掲げる者が直接職員に採用された場合

附 与 条 件	附 与 期 日	附 与 日 数
勤続三箇月に達したとき	その翌月一日	十日
勤続一年に達したとき及び附与期日から一年に達すること	その翌月一日	二十日

(2) 準職員期間六箇月を経て職員に採用された場合

附 与 条 件	附 与 期 日	附 与 日 数
採用されたとき	その当月一日	五日
職員期間六箇月に達したとき及び附与期日から一年に達すること	その翌月一日	二十日

2 準職員については、職員勤務基準規程の定めるところにより年次有給休暇を附与する。

(有給の勤務免除)

第十三条 職員及び準職員が、所属長又はその委任を受けた者の承認を得て勤務を欠く場合のうち、職員勤務基準規程により定めるものについては、これを有給の勤務免除として取り扱うことができる。

(海外派遣)

第十四条 職員の海外派遣は、総裁が決定する。

第五章 給 与 等

公共企業体の人事労務管理

(給与の種別)

第十五条 職員〔指定職員等及び管理職員を除く。以下第十九条まで、第二十条(第五号を除く。)及び第二十一条において同じ。〕の給与は、基本給、基本給加算額、基本給調整額、職務手当、扶養手当、暫定手当、住宅手当、特殊勤務手当、割増賃金、休職者給与、年次有給休暇日の賃金、通勤手当、近代化特別手当、期末手当、寒冷地手当及び退職手当とする。

2 準職員の賃金は、基本賃金、基本賃金加算額、職務手当、扶養手当、暫定手当、住宅手当、特殊勤務手当、通勤手当、割増賃金、期末手当、寒冷地手当及び退職手当とする。

(職群)

第十六条 職員の職群は、その職務内容に応じて一職群から一二職群に区分する。

(基本給)

第十七条 職員の基本給の号俸及び金額は、別表第1から第4までに掲げるとおりとし、その額は月額とする。

2 準職員の基本賃金の額は別表第5に掲げるとおりとし、その額は月額とする。

(基本給加算額)

第十七条二 職員の基本給加算額は、別表第4の2から別表第4の5までに掲げるところにより、その者の基本給の号俸に対応する額とし、その額は月額とする。

2 準職員の基本賃金加算額は、別表第5に掲げるところにより、その者の基本賃金に対応する額とし、その額は

月額とする。

(扶養手当)

第十八条 職員及び準職員の扶養手当の額は、別表第6に掲げるとおりとし、一人当りの金額に、それぞれの扶養親族の数を乗じて得た額の合計額とする。

(暫定手当)

第十九条 職員の暫定手当の額は、別表第7から別表第10までに掲げるとおりとし、その額は月額とする。

2 準職員の暫定手当の額は、別表第5に掲げるとおりとし、その額は月額とする。

3 前各項の暫定手当は、その者の基本給の号俸又は基本賃金と職員賃金基準規程又は準職員賃金基準規程の定める級地区分に対応する額とする。

(総裁の決定事項)

第二十条 次の各号に掲げる事項は、総裁が決定する。

- (1) 職員及び準職員の期末手当の支給範囲及び支給額
- (2) 職員の寒冷地手当及び準職員の寒冷地等手当の支給範囲及び支給額
- (3) 職員の昇給資金の総額
- (4) 職員の職名別最低号俸
- (5) 職員及び準職員の旅費及び船員食料に関する基本事項

公共企業体の人事労務管理

- (6) 前各号に掲げるもののほか、職員の給与及び準職員の賃金に関する基本事項  
(権限の委任)

第二十一条 次の各号に掲げる事項は、職員局長が決定する。

- (1) 職員の業務機関別昇給資金の額
- (2) 職員の本社、本社附属機関、地方機関（駐在理事室を含む。）別の職名別、職群別定数
- (3) 職員の本社、本社附属機関、地方機関（駐在理事室を含む。）別の職名別基本給調整額及び職名別職務手当に係る指定数

## 第六章 教育訓練

### (教育訓練の目的)

第二十二条 教育訓練は、業務の能率的な運営と事業の発展に寄与するために必要な人格、知識及び技能の向上と完成をめざし、企業意識に徹するとともに、公共奉仕の精神を体した健全な職員の育成を目的とし、全職員を対象として、必要に応じ、あらゆる機会と場所を活用して行なわれなければならない。

### (教育訓練の方法)

第二十三条 教育訓練の方法は、職場において日常の業務を通じて行なう職場内教育、教育訓練を専門に担当する機関において行なう教育機関教育及び部外の学校等に依頼して行なう委託教育とする。

### (教育機関の教育)



第二十四条 中央鉄道学園、鉄道学園及び高等看護学園（以下これらを「教育機関」という。）において行なう教育訓練は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 正規教育

新規採用者に対して行なうもの及び昇職、補職等を目的として行なうもの

(2) 転換教育

機器、設備等の更改又は他の職種への転換により、職務の内容又は作業方式が著しく変更される場合に行なうもの

(3) 再教育

職員の現在担当する職務について、主としてその知識及び技能の向上改善をはかることを目的として行なうもの

（教育機関の課程及び講座）

第二十五条 教育機関における教育訓練は、次の各号に掲げる課程及び講座により行なうものとする。

(1) 研修課程

管理監督の地位にある職員及びこれに準ずる職員に対し、研修会議により再教育を行なうもの

(2) 研究課程

新規に幹部要員として採用した大学及び高等専門学校卒業者に対し、幹部要員として必要な正規教育を行な

公共企業体の人事労務管理

うもの

(3) 大学課程

前号以外の職員に対し、幹部要員とするための正規教育を行なうもの

(4) 高等課程

主として現業部門の初級幹部職及びこれに準ずる職種の職員を教育訓練するための正規教育及びその転換教育又は再教育を行なうもの

(5) 普通課程

主として現業部門の中級職の職員を教育訓練するための正規教育及びその転換教育又は再教育を行なうもの

(6) 初等課程

新規採用者（大学及び高等専門学校卒業者を除く。）に対する正規教育及び現業部門の初級職の職員に対する再教育を行なうもの

(7) 通信教育講座

職員全般を対象とし、職員の資質の向上をはかるため、通信により業務に必要な教育訓練を行なうもの

（経営管理者研修会議等）

第二十六条 研修課程のうち、次の各号に掲げる研修会議は、中央鉄道学園において行なうものとする。

(1) 経営管理者研修会議

局長級幹部職員として必要な経営管理上の知識及び技能の研究を行なうもの

(2) 経営幹部研修会議

部長級幹部職員として必要な経営管理上の知識及び技能を行なうもの

(研究課程)

第二十七条 研究課程は、第一科、第二科及び第三科とし、第一科及び第三科は、中央鉄道学園に設置するものとする。

(大学課程)

第二十八条 大学課程は、中央鉄道学園に設置するものとし、業務科、機械科、土木科、建築科及び電気科に区分し、その修業時間は、それぞれ三年とする。

(委託教育の種別)

第二十九条 委託教育の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 学術研究員

部外の学校等において、業務に必要な学術及び技能の研究を行うもの

(2) 大学委託研究員

大学等において、一年間、業務に必要な学術及び技能の研究を行なうもの

(3) 委託生

公共企業体の人事労務管理

大学又はこれと同等以上の学校において、指定の学習を行なうもの

(4) 学修生

部外の学校等において、業務に必要な知識及び技能の習得を行なうもの

(5) 外洋実務研修員

部外の船舶において、業務に必要な知識及び技能の習得を行なうもの

(権限の委任)

第三十条 次の各号に掲げる事項は、職員局長が行なう。

(1) 経営管理者研修会議、経営幹部研修会議、研究課程第一科及び大学課程各科の教育計画並びに特に必要とする全社的教育計画及びその実施計画の決定

(2) 一年以上にわたって研究を行なう学術研究員、大学委託研究員及び委託生を派遣する学校等、その研究事項及び研究期間の決定並びにこれらの者を命ずること。

第七章 行 賞 等

(行賞の種類)

第三十一条 行賞は、表彰及び褒賞とする。

(行賞を行なう者)

第三十二条 職員、準職員又は団体の行賞は、総裁、本社附属機関の長（駐在理事室長を含み、同室長、首都圏本

部長及び輸送計画室長にあっては、本所に係るものに限る。以下のこの条において同じ。）総局の地方機関の長及び鉄道管理局の地方機関の長が行なう。ただし、褒賞については、地方機関の長、総局の地方機関の長又は鉄道管理局の地方機関の長から委任を受けた者が行なうことができる。

2 鉄道公安職員の行賞は、前項の規定にかかわらず、公安本部長が行なうことができる。

(表 彰)

第三十三条 表彰は、業務の遂行上顕著な功績があり、かつ、一般の模範として推すべきものと認められた職員、準職員又は団体に対して行なう。

2 表彰は、表彰状を授与して行ない、副賞として金品を加授することができる。

3 殉職者を表彰する場合は、特別昇給の特典を附与することができる。

(鉄道顕功章表彰)

第三十四条 長期間にわたり抜群の業績をあげ、人格、勤務成績ともにすぐれた職員に対しては、鉄道顕功章を授与して総裁が表彰する。

2 前項の規定により表彰する場合は、次の各号に掲げる特典を附与する。

(1) 特別昇給

(2) 退職後の鉄道乗車証の交付

(3) 退職後、直営医療機関を利用する場合の医療費の免除

(下山賞表彰)

第三十五条 科学技術の向上又は各種の事故防止に顕著な貢献をした職員に対しては、下山賞を授与して総裁が表彰する。

(片岡賞表彰)

第三十五条の二 経営管理、企業能率の向上又は福祉の増進に顕著な貢献をした職員に対しては、片岡賞を授与して総裁が表彰する。

(功労章表彰及び特別功労章表彰)

第三十五条の三 勤務成績が特に優良な職員に対しては、功労章又は特別功労章を授与して表彰する。ただし、特別功労章表彰については、総裁が行なう。

(効績章表彰)

第三十六条 多年業務に精励した職員に対しては、効績章を授与して総裁が表彰する。

2 前項の規定により表彰する場合は、退職後の鉄道乗車証の交付の特典を附与する。

(褒賞)

第三十七条 褒賞は、特段の努力により業績をあげた職員、準職員又は団体に対して、褒賞金品を授与して行なう。

この場合、必要に応じて褒賞状を授与することができる。

(罰則)

第三十八条 鉄道顕功章、功労章、特別功労章又は効績章を授与された職員に、その名譽をけがすような事実があったと認めたと認めたとときには、授与された表彰状及び鉄道顕功章又は効績章の返納を命じ、特典をばく奪する。ただし、退職者にあつては、第三十四条第二項第二号、第三号及び第三十六条第二項の規定による特典を停止する。

#### (行賞の準用)

第三十九条 各種行事又は競技会等で優秀な成績をあげた職員、準職員又は団体に対しては、行賞基準規程に定めるところにより賞状又は金品を授与することができる。

#### 第八章 懲戒等

##### (懲戒等を行なう者)

第四十条 職員及び準職員の懲戒等は、総裁が行なう。

2 本社附属機関の長、地方機関の長(駐在理事室長を含む)、総局の地方機関の長及び鉄道管理局の地方機関の長は、別表第11に定める者についての懲戒等(指定職員等の免職を除く。)を代行するものとする。

##### (懲戒事由)

第四十一条 懲戒は、次の各号の1に該当する行為があつた場合に行なう。

- (1) 日本国有鉄道に関する法規又は令達に違反した場合
- (2) 責務を怠らず、よつて業務に支障を生じさせた場合

- (3) 上司の命令に服従しない場合
- (4) 部下に対し不法不当の命令を発した場合
- (5) 部下の指揮監督に欠けるところのあった場合
- (6) ゆえなく職域を離れ、又は職務につかない場合
- (7) 注意を怠り、業務上の事故をひき起した場合
- (8) 事故の防止等に関し有効な助言、諫止又は援助をなさず、よって事故を発生させ、又は損害を拡大させた場合
- (9) 旅客又は荷物の取扱いに関し不正な行為のあった場合
- (10) 物品又は財産を不当に損壊し、滅失し、又は私用に供した場合
- (11) 金銭物品の取扱い又は土地家屋等の売買に関し不正な行為のあった場合
- (12) 鉄道乗車証の発行、行使等に関し不正な行為のあった場合
- (13) 職務上の機密を漏らした場合
- (14) 懲戒されるべき事実を故意にかくした場合
- (15) 職務上の規律をみだす行為のあった場合
- (16) 職員としての品位を傷つけ、又は信用を失うべき非行のあった場合
- (17) その他著しく不都合な行為のあった場合



(懲戒等の種別)

第四十二条 職員の懲戒は、免職、停職、減給及び戒告とし、準職員の懲戒は、免職及び戒告とする。

2 前条各号の1に該当する行為があった場合で、懲戒を行なう程度に至らないときは、訓告する。

第九章 服務上の許否

(服務上の許否を行なう者)

第四十三条 職員及び準職員の出張(外国出張を除く。)の命令、休暇の承認、部外兼職(市町村議会の議員の兼職を含む。)の承認その他服務上の許否は、所属長又はその委任を受けた者が行なう。ただし、本社内各長において、総裁が行なう。

(外国出張)

第四十四条 職員の外国出張は、総裁が命ずる。

第十章 労働

(職場管理監査の実施)

第四十五条 職場管理監査は、職員の労働条件、作業環境等を適正に維持し、もって労働能率の向上をはかるため、労働関係法令、規程、通達等の実施状況、日常の職場管理の実態について行なうものとする。

(労務監査員)

第四十六条 前条に規程する職場管理監査を行なうため、本社、地方機関(輸送計画室を除く。)、総局の地方機関

及び鉄道管理局の地方機関に労務監査員を置く。

2 本社の労務監査員は、職員局長が指定する。

3 地方機関（輸送計画を除く）、総局の地方機関及び鉄道管理局の地方機関に置く労務監査員の範囲は、職場管理監査基準規程の定めるところによる。

（労働関係の基本事項）

第四十七条 労働関係の基本事項は、総裁が決定する。

（権限の委任）

第四十八条 次の各号に掲げる事項は、職員局長が行なう。

(1) 公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書の規定に基づき、組合の役員としてもっぱら組合の業務に従事する者の数の決定

(2) 本社、労働組合本部間において締結する協約に附帯する覚書等の締結

## 第十一章 提 案

（提 案）

第四十九条 職員は、業務に関して創意的かつ実用的な着想又は改善意見を、提案取扱基準規程の定めるところにより、提案することができる。

（提案の採否）

第五十条 前条に規定する提案の採否は、総裁及び本社附属機関の長並びに地方機関の長、総局の地方機関の長及び鉄道管理局の地方機関の長又はその委任を受けた者が決定する。

## 第十二章 雑 則

### (権限の委任)

第五十一条 次の各号に掲げる事項は、総裁室秘書課長が行なう。

- (1) 修学資金を貸与すべき者の決定
- (2) 修学資金貸与契約の締結
- (3) 修学資金の貸与額及び返還額の決定

第五十二条 生計調査に要する実費の支給額は、職員局長が決定する。

第五十三条 次の各号に掲げる事項は、職員局長が行なう。

- (1) 医療修学資金を貸与すべき者の決定
- (2) 医療修学資金貸与契約の締結
- (3) 医療修学資金の貸与額及び返還額の決定

## 第十三章 基準規程の制定等

### (基準規程)

第五十四条 職員局長は、次の各号に掲げる基準規程を制定しなければならない。

公共企業体の人事労務管理

- (1) 職員採用基準規程（職員及び準職員の採用の取扱方に関する基準）
- (1)の2 職員身元保証取扱基準規程（職員及び準職員の身元保証の保証人の資格、保証期間及び保証責任並びに身元保証書の取扱方に関する基準）
- (2) 職員任用基準規程（職員の任用の取扱方に関する基準）
- (3) 職員勤務基準規程（職員及び準職員の勤務及び休暇の取扱方に関する基準）
- (4) 動力車乗務員勤務及び給与基準規程（動力車乗務員の勤務及び給与の取扱方に関する基準）
- (5) 職員休職基準規程（職員の休職の取扱方に関する基準）
- (6) 職員の申出による休職基準規程（職員の申出による休職の取扱方に関する基準）
- (7) 職員賃金基準規程（基本給、採用給、昇給、扶養手当、暫定手当、賃金の減額及び休職者給与の取扱方並びに基本給調整額、住宅手当、特殊勤務手当、割増賃金及び年次有給休暇日の賃金の支給額及び支給方に関する基準）
- (8) 準職員賃金基準規程（準職員の基本賃金、扶養手当、暫定手当、住宅手当、賃金の減額、特殊勤務手当、割増賃金及び年次有給休暇の賃金の支給額及び支給方に関する基準）
- (9) 船員食料支給基準規程（船員に対する食料の支給範囲、支給額及び支給方に関する基準）
- (10) 通勤手当支給基準規程（職員及び準職員に対する通勤手当の支給範囲、支給額及び支給方に関する基準）
- (11) 近代化特別手当基準規程（業務の近代化に伴う特別手当及び転換教育手当の支給範囲、支給額及び支給方に関する基準）

関する基準)

- (12) 退職手当支給事務基準規程(職員及び準職員の退職手当の支給事務の取扱方に関する基準)
- (13) 職場内教育基準規程(職場内教育の種類及び実施方に関する基準)
- (14) 教育機関教育基準規程(教育機関教育における課程の科及び講座の種類、入学資格、修業時間、教育訓練の実施方に関する基準)
- (15) 委託教育基準規程(委託教育の取扱方に関する基準)
- (16) 教育関係庶務基準規程(教育訓練に係る庶務の取扱方に関する基準)
- (17) 労働関係事務取扱基準規程(組合専従職員の取扱方、組合活動のための使用許可及び労働関係事項に関する報告に関する基準)
- (18) 労働基準法関係事務取扱基準規程(労働基準法関係法令に基づく申請、届出、報告等の事務及び取扱方に関する基準)
- (19) 職場管理監査基準規程(労務監査員の設置範囲、指定及び職務並びに職場管理監査の実施方及び報告に関する基準)
- (20) 提案取扱基準規程(提案の範囲、審査方法及び取扱方に関する基準)
- (21) 職員統計報告等基準規程(職員の管理の業務に係る統計、報告類の種類、様式、取扱方法等に関する基準)
- (22) 休職及び復職判定基準規程(休職及び復職の判定に関する基準)

2) 医療修学資金貸与等基準規程（医学の修学生の選考方及び修学資金の貸与並びに採用の取扱方に関する基準）

2 前項第三号の基準規程については第十条の、同項第七号から第十一号までの基準規程については第二十条の規定により総裁が決定したところに基づき、制定するものとする。

第五十五条 職員局長及び経理局長は、第二十条の規定により総裁が決定したところに基づき、次に掲げる基準規程を制定しなければならない。

旅費事務基準規程（旅費の支給条件、支給額及び支給方に関する基準）

第五十六条 総裁室秘書課長は、次の各号に掲げる基準規程を制定しなければならない。

- (1) 行賞基準規程（行賞の手續及び取扱方に関する基準）
- (2) 懲戒基準規程（懲戒の手續及び取扱方に関する基準）
- (3) 公職との兼職基準規程（公職との兼職の取扱方及び手續に関する基準）
- (4) 大学卒業業者等採用基準規程（幹部要員として採用する大学及び高等専門学校卒業業者の取扱方に関する基準）
- (5) 職員外国出張基準規程（職員の外国出張の取扱方に関する基準）
- (6) 海外派遣員取扱基準規程（職員の海外派遣の取扱方に関する基準）
- (7) 発令形式及び辞令書式基準規程（発令形式及び辞令書式に関する基準）
- (8) 人事記録基準規程（人事記録の様式及び取扱方に関する基準）

- (9) 修学資金貸与基準規程（事務及び技術の修学生の選考方、修学資金の貸与の取扱方及び台帳に関する基準）
- 2 前項第四号の基準規程については第八条の、同項第六号の基準規程については第十四条の規定により、総裁が決定したところに基づき、制定するものとする。

第五十七条 削 除

（標 準）

第五十八条 職員局長は、次に掲げる標準を定めることができる。

教育訓練の実施に関する標準

第五十九条 総裁室秘書課長は、次の各号に掲げる標準を定めることができる。

- (1) 行賞及び懲戒等の運用方に関する標準
- (2) 幹部要員の採用等の取扱方に関する標準
- (3) 外国出張の取扱方に関する基準
- (4) 発令形式及び辞令書式に関する標準
- (5) 人事記録の様式及び取扱方に関する標準

附 則

この達は、別に定める日から施行する。（昭和四十一年三月総裁達第百五十四号で昭和四十一年四月一日から施行）

附 則 (四十一・一・二十五総裁達第三十三号)

第二十八条の改正規定は、昭和四十一年度に入學となる者から適用する。」

第三節 階梯職制

一 階梯職制の意味

国鉄職員の採用にあたって大学卒業予定者は本社採用、地方採用に区分される。表1でみるように昭和四十五年に支社制度は廃止されたが、大学・高専卒業予定者の採用にあたっては支社範圍の採用が繼續されている。たとえば近畿・中国地方には七つの鉄道管理局があるが、地方(支社)採用は大阪鉄道管理局が担当し、採用者は毎年四月一日付でいったん大鉄管理局勤務となって関西鉄道学園に入學し、六ヵ月間の研修を受け、それ以後に各管理局に配属されることになっている。

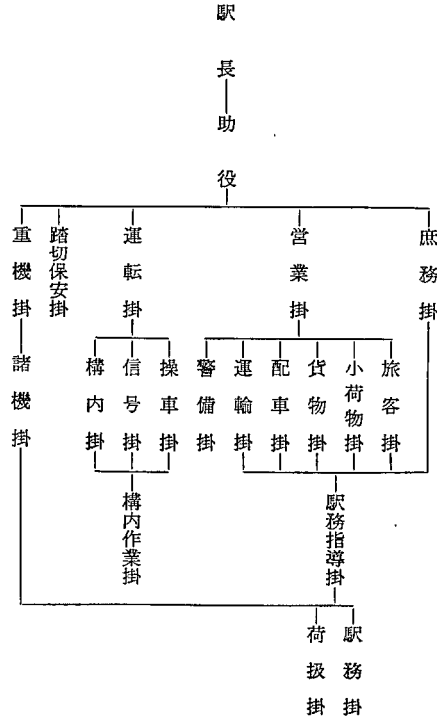
一方、高校卒業予定者は管理局採用であって、職種ごと募集・採用され、入社後ほぼ一ヵ月間の研修期間をへて現業に配属されることになっている。

民間企業では學歷区分を問わず本社で採用業務が一括されており、また大卒者をあらかじめ区分して採用するのが普通であるが、国鉄でこのような採用方法がおこなわれているにはいろいろな理由があげられる。第一には国鉄が職員四三万名という大きな公共企業体であり、しかも事業が全国にまたがっており、駅員の勤務管理の地域性を考慮せざるをえないことがあげられよう。第二には、前述のように本社を頂点とする中央集権をとっているために、本社





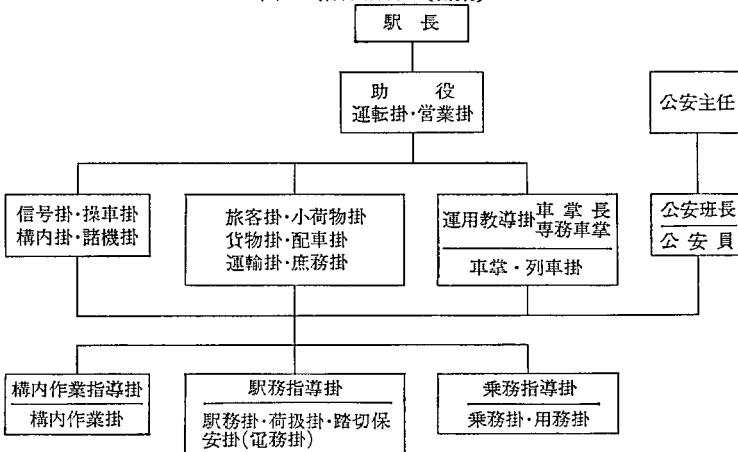
図8 駅の指揮命令系統



をいうのではない。もちろん、階梯職制の背景には前述の職員階層区  
分が作用しているのだが、階梯職制とは主として現場部門が縦割りの  
職種階層で編成されており、それぞれが上下の序列関係におかれてい  
ることをいう。

一例として営業部門の駅をとりあげてみよう。図7は豊橋駅の組織  
図である。豊橋駅は現在員三二〇名である。図の中段以下で操車掛―

図9 階梯職制 (営業)



構内作業指導掛—構内作業掛という系統は民間企業の組織に慣れている人々には理解しがたい。この掛は組織としての掛集団ではなく掛という職名であって、例えば第4運転掛（一名）の指揮下にある操車掛は第四構内操車掛（二名）であって、その指揮下に構内作業指導掛（一名）がおり、さらにその指揮下に構内作業掛（三名）がいるということを示している。

ところで図7は右のような意味の組織をあらわしているのでヨコにもタテにも広がった組織となっていて分りにくいのだが、これには原型がある。この原型は職員局職員課が作成する『日本国有鉄道職制系』によって示されている。これによって駅の指揮命令系統の型をみれば図8のとおりである。図8を念頭においた上で図7の豊橋駅の組織をみれば図8の原型が整然と展開されていることがわかる。

図8のように四階層の掛がタテに連結している制度を階梯職制とよぶ。このタテの連結を名実ともに階梯の職制にしているのは、国鉄の現業部門に入社した職員はその最下端の職名から始めて、その能力の發揮によって順次に上位の職名に昇進していく制度になっているからである。このことを念頭において図8を編成しなおしてみると図9のとおりになる。すなわち図9で上下に四層の角括弧の職名がならんでいるが、この四層が階梯となっているのである。

## 二 鉄道学園教育課程

上位の階梯に進むためには二つの進路がある。一つは教育機関教育規程で定めるように鉄道学園の入学試験を受験し、これに合格して学園の教育課程を合格で修了することである。鉄道学園には正規教育課程として階梯職制に対応

する教育水準別教育課程が設置されている。その中で最初の課程は普通過程であるので普通課程についての規程をとり出してみよう。

「教育機関教育基準規程（昭和三十九年十一月二十日職達第七号）

職員管理規程（昭和三十九年四月総裁達第五百五十七号）第五十四条第一項第十四号の規定に基づき、教育機関における教育訓練の基準を定め、その体系的かつ効果的な実施をはかるため、教育機関教育基準規程を次のように定める。

第二章 中央鉄道学園及び第一種鉄道学園

第一節 通 則

第三十条 中央鉄道学園及び第一種鉄道学園における課程及び科、入学の取扱い等については、この章の定めるところによる。

第二節 課程及び科

（正規教育）

第三十一条 中央鉄道学園における研究課程第一科及び同第三科の修業期間は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 研究課程第一科

前期	二期
後期	三月

(2) 研究課程第三科

前期	三月
中期	三月
後期	三月

2 第一種鉄道学園における研究課程第二科の修業期間は、前期二月、中期三月、後期一月とする。

第三十二条 中央鉄道学園及び第一種鉄道学園における正規教育の課程及び科並びにその教育職種及び修業期間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 研究課程
- (2) 高等課程
- (3) 普通課程
  - 運輸科 旅客掛、小荷物掛、貨物掛、配車掛又は運輸掛 一・五月
  - 構内科 信号掛、操車掛又は構内掛 一・五月
  - 車掌科 車掌 二・五月
  - 電信科 電信掛 四月
  - 公安科 鉄道公安員 三・五月
  - 機関士科 機関士 四月
  - 機関士科(ディーゼル機関車) ディーゼル機関車担当の機関士

電気式分科

四・五月

液体式分科

四・二五月

機関助士科 機関助士

三月

機関助士科(ディーゼル機関車)

ディーゼル機関車担当の機関助士

電気式分科

三月

液体式分科

三月

電気機関士科 電気機関士

四・五月

直流分科

四・五月

交直流分科

四・七五月

電気機関助士科 電気機関助士

三月

直流分科

三月

交流分科

三・五月

電車運転士科 電車運転士

四・五月

直流分科

四・五月

交直流分科

四・七五月

新幹線電車運転士科 電車運転士

四・七五月

前期

後期 六月

自動車運転士科 自動車運転士

四月・二五月

運転科 将来における電車運転士又は電気機関士

三年

運転二科 将来における電車運転士、電気機関士、自動車運転士又はディーゼル

機関車担当の機関士

電気分科

一年

ディーゼルフ科

一年

機関士・電気機関士科(直流) 機関士及び電気機関士

六月

機関士・機関士(ディーゼル機関車)科(液体式) ディーゼル機関車担当の機関士

五・七五月

機関士・自動車運転士科 機関士及び自動車運転士

五・七五月

電気機関士・電気運転士科(直流) 電気機関士及び電車運転士

五・七五月

蒸気機関車・自動車分科

三・七五月

電気機関車・ディーゼル機関車分科

四月

電気機関車・電車分科

三・七五月

ディーゼル機関車・自動車分科

三・七五月

電車・自動車分科

四月

公共企業体の人事労務管理

電車・客貨車分科

四月

気動車・客貨車分科

三・七五月

電気機関車分科

二・七五月

電車分科

二・七五月

客貨車分科

三月

新幹線電車分科

二・七五月

運転事務科

運転系統の事務掛

二月

保線科

保線系統の技術掛又は軌道検査掛

三月

重機保線科

保線系統の技術掛及び保線機械掛

三月

工事科

工事技術掛又は構造物検査掛

三月

建築科

建築技術掛又は建築検査掛

三月

機械科

機械技術掛又は機械検査掛

三月

軌道作業長科

軌道作業長

三月

施設事務科

施設系統の事務掛

二月

電気一科

電気系統の電気技術掛、電力検査掛、信号検査掛、通信検査掛又は

電気検査掛

一・五月



(発電電、電力、信号及び通信の四分科を置く。)

電気二科 同上 四月

(発電電、電力、信号及び通信の四分科を置く。)

電気事務科 電気系統の事務掛 二月

工作一科 工場職場の工作掛 三年

(鑄鍛、仕上、木工、塗工、電機、内燃機、旋盤及び熔接の八分科を置く。)

工作二科 工場職場の工作掛 四月

自動車運転科 自動車営業所の運転係(第二種大型運転免許取得者) 二・五月

海技科

甲板分科 二等航海士及び三等航海士 一・七五月

機関分科 二等機関士及び三等機関士 一・七五月

甲板長科 甲板長 二十一日

操機長科 操機長 二十一日

船客長科 船客長 二十一日

.....

第三章 第二種鉄道学園

公共企業体の人事労務管理

第一節 課程及び科

(正規教育)

第二百二十三条 第二種鉄道学園における正規教育の課程及び科並びにその教育職種及び修業期間は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 普通課程

運輸科 旅客掛、小荷物掛、配車掛又は運輸掛

構内科 信号掛、操車掛又は構内掛

工作二科 工場職場の工作掛

(2) 初等課程

駅務科 運輸系統の初級職員

運転科 運転系統の初級職員

施設科 施設系統の初級職員

電気科 電気系統の初級職員

修技科 工作系統の初級職員

自動車車掌科 自動車系統の初級職員

甲板科 船舶系統の甲板関係初級職員

一・五月

一・五月

四月

十八日

十八日

二十四日

二十四日

十八日

十八日

二十四日

機	関	科	船舶系統の機関関係初級職員	二十四日
船	客	科	船舶関係の船客関係初級職員	二十四日
整	備	科	整備掛	一年
軌	道	科	軌道掛	一年

ところで、鉄道学園の普通課程に焦点をあてて考えてみると、その入学資格はどのように定められているのであろうか。上記と同じ教育基準規定の中で営業・運転部門についての規程をとり出してみる。なお、その他の部門でもほぼ同様の規定内容になっている。

〔普通課程〕

第五十七条 普通課程運輸科に入学させる者は、次の各号に定める資格をそなえる者でなければならない。

- (1) 高等学校又はこれと同等以上の学校卒業者は六月以上、その他の者は一年以上運輸系統の現業業務に従事したること。

- (2) 入学試験に合格したこと。

2 前項の入学試験は、次に掲げる学科目について行なうものとする。

国語、数学、鉄道一般、規程（運輸及び運転に関する簡易な規程）

第五十八条 普通課程構内科に入学させる者は、次の各号に定める資格をそなえる者でなければならない。

- (1) 高等学校又はこれと同等以上の学校卒業者は一年以上、その他の者は二年以下運輸系統の現業業務に従事し

たこと。

(2) 入学試験に合格したこと。

2 前項の入学試験は、次に掲げる学科目について行なうものとする。

国語、数学、鉄道一般、規程（運転に関する簡易な規程）

第五十九条 普通課程車掌科に入学させる者は、次の各号に定める資格をそなえる者でなければならない。

(1) 高等学校若しくはこれと同等以上の学校卒業者は六月以上、その他の者は一年以上運輸系統の現業業務に従事したこと又は二年以上国鉄部内に勤務したこと。

(2) 入学試験に合格したこと。

2 前項の入学試験は、次に掲げる学科目について行なうものとする。

国語、英語、数学、鉄道一般、規程（運輸及び運転に関する簡易な規程）

第六十条 普通課程電信科に入学させる者は、次の各号に定める資格をそなえる者でなければならない。

(1) 高等学校又はこれと同等以上の学校卒業者は六月以上、その他の者は一年以上国鉄部内に勤務したこと。

(2) 入学試験に合格したこと。

2 前項の入学試験は、次に掲げる学科目について行なうものとする。

国語、数学、鉄道一般、規程（電信に関する簡易な規程）

第六十一条 普通課程公安科に入学させる者は、次の各号に定める資格をそなえる者でなければならない。

(1) 高等学校又はこれと同等以上の学校卒業者は卒業後二年以上、その他の者は四年以上国鉄部に勤務し、そのうち一年以上運輸系統の現業業務に従事したこと。

(2) 年齢二十歳以上の男子であること。

(3) 鉄道公安職員の指名に関する告示（昭和二十五年九月法務府  
運輸省告示第一号）第三条各号の1に該当しないこと。

(4) 入学試験に合格したこと。

2 前項の入学試験は、次に掲げる学科目について行なうものとする。

国語、英語、数学、鉄道一般、規程（運輸及び運転に関する簡易な規程）

第六十二条 普通課程の機関士科、機関士科（ディーゼル機関車）及び機関士（ディーゼル機関車）・自動車運転士科に入学させる者は、次の各号に定める資格をそなえるものでなければならない。

(1) 機関助手であつて、高等学校又はこれと同等以上の学校卒業者は二年九月以上、その他の者は三年九月以上その職務に従事したこと。

(2) 入学試験に合格したこと。

2 前項の入学試験は、次に掲げる学科目について行なうものとする。

国語、数学、鉄道一般、規程（運転及び信号に関する規程）、技術（機関車各部の構造及び作用に関する技術）

第六十三条 普通課程の機関助手科及び機関助手科（ディーゼル機関車）に入学させる者は、次の各号に定める資格をそなへたる者でなければならない。

(1) 整備掛であつて、高等学校又はこれと同等以上の学校卒業者は一年以上その他の者は二年以上その職務に従事したこと又は機関車掛の職務に従事したこと。

(2) 入学試験に合格したこと。

2 前項の入学試験は、次に掲げる学科目について行なうものとする。

国語、数学、鉄道一般、規程（運転及び信号に関する簡易な規程）、技術（機関車各部の名称、構造及び作用に関する簡易な技術）

第六十四条 普通課程の電気機関士科及び電気機関士・電車運転士科に入学させる者は、次の各号に定める資格をそなえる者でなければならない。

(1) 電気機関士であつて、高等学校又はこれと同等以上の学校卒業者は二年九月以上、その他の者は三年九月以上その職務に従事したこと。

(2) 入学試験に合格したこと。

2 前項の入学試験は、次に掲げる学科目について行なうものとする。

国語、数学、鉄道一般、規程（運転及び信号に関する規程）、技術（電気機関車各部の構造及び作用に関する技術）

第六十五条 普通課程電気機関助士科に入学させる者は、次の各号に定める資格をそなえる者でなければならない。

(1) 整備掛であつて、高等学校若しくはこれと同等以上の学校卒業者は一年以上、その他の者は二年以上その職

務に従事したこと又は機関車掛の職務に従事したこと。

(2) 入学試験に合格したこと。

2 前項の入学試験は、次に掲げる学科目について行なうものとする。

国語、数学、鉄道一般、規程（運転及び信号に関する簡易な規程）、技術（電気機関車各部の名称、構造及び作用に関する簡易な技術）

#### 第六十六条 削 除

第六十七条 普通課程電車運転士科、新幹線電車運転士科及び新幹線電車運転士・機関士（ディーゼル機関車）科に入学させる者は、次の各号に定める資格をそなえる者でなければならない。

(1) 電車掛若しくは電車運転助手であつて、高等学校若しくはこれと同等以上の学校卒業者は二年九月以上、その他の者は三年九月以上その職務に従事したこと又は機関助手若しくは電気機関助手であつて、高等学校若しくはこれと同等以上の学校卒業者は二年六月以上、その他の者は三年六月以上その職務に従事したこと。

(2) 入学試験に合格したこと。

2 前項の入学試験は、次に掲げる学科目について行なうものとする。

国語、数学、鉄道一般、規程（運転及び信号に関する規程）、技術（電車各部の構造及び作用に関する技術）

第六十八条 普通課程運転科に入学させる者は、次の各号に定める資格をそなえる者でなければならない。

(1) 中学校を卒業（新規卒業者に限る。）したこと。

(2) 入学試験に合格したこと。

2 前項の入学試験は、次に掲げる学科目について中学校卒業程度で行なうものとする。

社会、国語、英語、数学、理科

第六十九条 普通課程運転二科に入学させる者は、次の各号の1に該当する資格をそなえる者でなければならない。

(1) 高等学校を卒業（新規卒業者に限る。）し、入学試験に合格したこと。

(2) 年齢二十三歳未満の高等学校卒業者で、機関車掛又はこれと同等の検修職若しくは整備掛（準職員を含む。）

の職務に従事し、入学試験に合格したこと。

2 前項の入学試験は、次に掲げる学科目について、高等学校卒業程度で行なうものとする。

社会、国語、英語、数学、物理

第七十条 削 除

第七十一条 普通課程気動車運転士科に入学させる者は、次の各号に定める資格をそなえる者でなければならない。

(1) 気動車掛であって、高等学校若しくはこれと同等以上の学校卒業者は三年以上、その他の者は四年以上その職務に従事したこと又は機関助手、電気機関助手若しくは電車運転助手であって、高等学校若しくはこれと同

等以上の学校卒業者は二年九月以上、その他の者は三年九月以上その職務に従事したこと。

(2) 入学試験に合格したこと。

2 前項の入学試験は、次に掲げる学科目について行なうものとする。



国語、数学、鉄道一般、規程（運転及び信号に関する規程）、技術（自動車各部の構造及び作用に関する技術）  
第七十二条 普通課程車両検査科に入学させる者は、次の各号に定める資格をそなえる者でなければならない。

(1) 車両検査掛であつて四年以上その職務に従事したこと又は機関助手若しくは電気機関助手であつて、六年以上その職務に従事したこと。

(2) 入学試験に合格したこと。

2 前項の入学試験は、次に掲げる学科目について行なうものとする。

数学、鉄道一般、規程（車両に関する規程）、技術（車両に関する技術）

第七十三条 普通課程車両科に入学させる者は、次の各号の1に定める資格をそなえる者でなければならない。

(1) 新規採用者であつて、総局長又は鉄道管理局長が指定した者。

(2) 新規採用者以外のものであつて、総局長又は鉄道管理局長が特に指定した者。

第七十三条の二 普通課程運転事務科に入学させる者は、次の各号に定める資格をそなえる者でなければならない。

(1) 高等学校卒業者は一年以上、その他の者は四年以上国鉄部内に勤務したこと。

(2) 入学試験に合格したこと。

2 前項の入学試験は、次に掲げる学科目について行なうものとする。

国語、鉄道一般、規程（庶務に関する規程）

また、鉄道学園への入学志願にあつては次に定めるように勤務箇所長、所屬長の推薦を必要としており、また卒

業ないし修了にあたっては、その成績や職務指導上の留意点を所属長に学園から通知することになっている。

「(入 学)」

第六条 教育機関への入学は、正規教育については志願又は指定により、転換教育及び再教育については指定により所属長が命ずるものとする。

第七条 正規教育の課程の科に入学を志願する職員は、入学願書(別表第1)に必要な事項を記入し、勤務箇所長を経由のうえ所属長に提出し、その推薦を受けなければならない。

ただし、正規教育の高等課程及び普通課程の科に入学中の者は、大学課程の科を志願する場合を除き、他の科を志願することができない。

2 前項の場合、勤務箇所長は、当該志願者の入学調書(別表第1の2)を作成し、入学願書に添加するものとする。

第八条 教育機関の長は、所属長の推薦した志願者に対して、入学試験を行なうものとする。

第九条 教育機関の長は、入学させる者の氏名を、その所属長に通知しなければならない。ただし、入学させる者の決定にあたっては、必要により関係所属長に協議するものとする。

第十条 志願により入学させる者の募集は、そのつど鉄道公報又は機関報に掲載して行なう。

(考 査)

第二十一条 教育機関の長は、生徒の平素の勤惰と知識及び技能の習得の程度とを考査し、その成績を定めるもの

とする。

(卒業及び修了)

第二十二條 教育機関の長は、大学課程各科、普通課程運転科、普通課程工作一科及び高等課程看護婦科を卒業した生徒に対して卒業証書を授与するとともにその氏名、学業成績、職場指導上の留意点、その他必要事項等を所屬長に通知しなければならない。

2 教育機関の長は、前項以外の課程の科及び講座を修了した生徒及び研修員については、その氏名、学業成績、職場指導上の留意点その他必要事項等を所屬長に通知しなければならない。

3 前項の生徒及び研修員に対しては、必要により、修了証書を授与することができる。」

さらに国鉄では現業に従事する職員の日常の業務知識の取得を促進するために広汎な業務領域について種々の水準ごとに通信教育体系を整備しており、学園入学試験および登・採用試験に関して、通信教育講座の合格修了者については一部の学科目試験の免除をおこなっている。たとえば大阪鉄道管理局の教育関係基準規程（昭和四十一年七月十三日大鉄達百、昭和四十六年七月改正大鉄達百九）の中で次のように定められているのを見ることが出来る。

「第十三条 各種登用、採用試験及び関西鉄道学園入学試験科目のうち、次に掲げる学科目については、当該下欄に掲げる通信教育講座の修了者に対して、その試験を免除するものとする。

(1) 各種登用及び採用試験

試験名	学 科 目		通 信 教 育 講 座 名	
事務掛職 登用試験	鉄道一般	〇〇一 鉄道一般	旅 客 登用試験	二〇一 庶務 二〇二 經理 三〇一 旅客実務 三〇五 荷物実務
操車掛 信号掛 構内掛 登用試験	規 程	四〇一 運転法規(信号、操車、車掌)	車 両 掛 採用試験	五〇一 車両一般 四〇四 運転保安及び線路 〇〇一 鉄道一般 九六七 電気一般(除く、P C、F C) (以上二講座は必須講座) 五一一 電気機関車 五一一 電車(通動形) 五二一 液体式ディーゼル機関車 五二二 気動車 五三一 客貨車 (以上のうち、それぞれ採用の該当講座)
	技 術			規程・技術

(2) 開西鉄道学園入学試験

普通		高等				課程	学 科 目	通信教育講座名
技術 (保線科)	軌道作業長科	規程(運転) (ただし、運輸系統の各科)	規程(貨物)	規程(旅客)	技術(保線科)	運轉(運轉科)	運輸(貨物)	運輸(旅客・手小荷物)
	軌道科		規程(運轉)	規程(運轉科)		運轉(貨物)	運輸(旅客・手小荷物)	
六〇二 保線作業	六〇一 線路及び停車場	四〇一 運轉法規 (信号、操車、車掌)	三〇三 貨物実務	三〇一 旅客実務	六〇四 保線	四〇三 運轉法規	三〇四 貨物営業	三〇二 旅客営業
			三〇五 荷物実務	三〇一 旅客実務	四〇三 運轉法規	三〇四 貨物営業	三〇二 旅客営業	

(注1) 〇〇一 鉄道一般以外の講座については、昭和四十年四月以降の修了者に対して適用する。

(注2) 受験者は、試験科目が免除の適用をうけるものであっても受験することができる。この場合は、免除の権利を放棄したものとして取扱う。

表 3 昭和47年度大鉄局、系統別、課程別、教育別実績表 (関西鉄道学園)

系統別 課程別 教育別	学		専		運		施		電		気		そ の 他		合								
	高 等	普 通 他	高 等	普 通 他	高 等	普 通 他	高 等	普 通 他	高 等	普 通 他	高 等	普 通 他	研 修	高 等 他	研 修	高 等 他							
正 規	20	10	155	185	20	100	120	1	48	54	103	4	4	40	40	45	158	249	452				
転 換	7	7	7	7	129	172	301	4	24	28	6	6			139	203	342						
再 教 育	36	4	40	40	43	8	51	58	726	784	264	12	276	2,220	100	2,320	2,220	501	750	3,471			
合 計	56	21	155	232	192	280	472	63	798	54	915	274	12	286	2,220	100	40	2,360	2,220	685	1,111	249	4,265

ところで、学園教育を通ずる昇職のための教育がどの程度おこなわれているかについて実績を検討してみると、現在ではこの径路が基本径路になってはいないことがわかる。たとえば第一種鉄道学園である関西鉄道学園の昭和四十七年度の教育実績をみれば表3のとおりであって、年間四、二六五名という多数の職員の教育がおこなわれている。その中で階梯職員の昇職に関する教育は表3で「正規」とされている教育なのであって年間四五二名にすぎない。さらにこの「正規」の中で「その他」二四九名とされているのは高卒・地方採用大卒新入社員教育である。そうなる。「正規」の昇職関係教育は普通課程一五八名、高等課程四五名の二〇三名だけだということになる。しかも普通課程一五八名の中ではその六割の一〇〇名が運転系統なのであって学園の普通課程教育としていちじるしく偏している。

表4 昭和47年度静岡鉄道学園教育実施概況

1 学園内教育関係

(1) 本園関係

ア 教育修了のもの

公共企業体の人事労務管理

課程	種別	科名	分科	期間	回数	人員	記事	
高等課程	正規	運輸管理科	前後旅客	0.4月	4	53	助役試験合格者	
		同上		0.5月	4	61	同上	
		同上		0.5月	1	7	営業掛試験合格者	
		運輸管理科		0.4月	2	29	助役試験合格者	
		施設管理科		0.4月	1	18	同上	
	再教育	管理科	新任助役	1週間	3	45	助役・予備助役	
		電気管理科		電 力	"	4	56	助 役
		同上		変 電	"	4	62	同上
		同上		信 号	"	3	32	同上
	小 計					26	363	
普通課程	正規	EL, EC科		5.75月	2	55		
	転換	列車掛科 同上	第 一	1月	2	18	車掌から列車掛	
				1.5月	1	18	車両掛から列車掛	
	再教育	車掌科 運輸科 同上 構内科 施設科	旅客物 貨 物	2月	2	20	車見試験合格者	
				1週間	1	21		
				"	2	30		
"				2	40			
	保線機械	0.5月	2	24	保線機械掛			
小 計					14	226		
初等課程	正規	駅務科 施設科		0.7月	2	32	新規採用者	
				0.7月	1	12	同上	
小 計					3	44		
計					43	633		
研 修 会 議					8	129		
合 計					51	762		

イ 現在教育中のもの

課程	種別	科名	分科	期間	回数	人員	記事
普通課程	正規	EL, EC科		5.75月	1	28	2月13日～8月1日
合 計					1	28	

一八七

(2) 分所関係 (近代化教育)

課程	種別	科名	分科	期間	回数	人員		記事
						修了者	教育中	
普通課程	再教育	車両検査科	EL	2.1月	1	9		
		同上	EC	2.1月	4	55		
		同上	DL	2.1月				
	小計				5	64		
	車両科	EL	2.1月	4	28			
同上	EC	2.1月	5	80				
同上	DL	2.1月	1	4				
小計				10	112			
講習	計				15	176		
	会				48	557		
合計					63	733		

いわねばならない。

このことは第二種鉄道学園をみればもっとはつきりする。表4は静岡鉄道学園の昭和四十七年度教育実施状況をみたものであって年間六三回、七三三名という実施結果はかなりの水準にあると考えられるのであるが、その中で普通課程の「正規」の教育はいわゆるドライバ・コースとしておこなわれる運転系統の課程にすぎないことがわかる。

以上のことから、学園の普通課程教育をへて階梯職制の最初の手がかりをへる道は現在のところはほとんど機能していないということが出来る。

### 三 登用試験制度

階梯職制を上昇するもう一つの道は登用試験を通ずる径路であつて、この径路が現在では主要な径路となっている。登用試験の実施方法について東京西鉄道管理局の例を表5で示すが、この方法は鉄道管理局共通の方法であると考えてよい。



表5 登用試験実施の方法

計 画	推 せん	一 次 試 験		二 次 試 験		試験実施後	記 事
		実 施	合 否	実 施	合 否		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間試験実施計画を高級及び現場長会議で発表する。</li> <li>・年度需給を勘案して採用数を決定する。</li> <li>・試験実施要項を通報すると同時に推せん調査を配布する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場長より推せん調査により推せんを受けれる。</li> <li>・推せん調査の内容について審査し有資格については、現場長を通じて試験場等について連絡する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・筆記試験内容別紙</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験委員による判定会議で合否を決定する。</li> <li>・合否を現場長を通じて受験者に連絡する。同時に二次試験の連絡をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面接試験</li> <li>・受験職種による</li> <li>・実科試験</li> <li>・運転考査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験委員による判定会議で合否を決定する。</li> <li>・合否を現場長を通じて受験者に連絡する。合格証書授与</li> <li>・合格者を局報に掲載する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幹部職(上級)試験を除き、各種試験問題模範解答を西局機運紙(あつさ)及び部外雑誌に発表する。</li> </ul>	

この方法にもとづいておこなわれた各階梯職別の登用試験の結果を東京西鉄道管理局の例によって昭和四十四—四十八年度について表6で示す。

まず表6で営業系統についてみると、「掛職採用」が構内作業掛、駅務掛などから旅客掛などに登用される一般経路であり、これに対応して、信号・採車・構内掛、車掌見習登用の試験がある。図9でこの三つの系統が別々に図示されていることに注意されたい。この三つは別々の職名集団になっているのである。昭和四十四年度には三つを合計して六八〇名の受験者があり、二九四名が合格し、競争率は二・三倍だったが、昭和四十八年度には受験者七二一名、合格者八六名、競争率八・四倍ときびしいものになった。昭和三十六年の職制改定以前には構内作業掛、駅務掛など

表6 年度別試験別推移

試験名		年度別				44				45				46				47				48			
		項目	受験者数	合格者数	平均点	最低点	受験者数	合格者数	平均点	最低点	受験者数	合格者数	平均点	最低点	受験者数	合格者数	平均点	最低点	受験者数	合格者数	平均点	最低点			
幹部職(上級)試験		151	17	35.4	19.7	174	16	36.1	0	167	22	32.2	15.8	182	27	33.1	13.2	184	19	41.5	21.0				
幹部職(中級)試験	営業系統	136	60	45.0	22.7	321	40	42.4	3.5	376	84	37.1	1.3	342	44	22.5	2.7	196	46	37.0	17.3				
	運転系統	72	38	52.6	25.5	121	26	43.5	18.0	142	36	42.1	21.0	62	23	32.7	9.7	39	6	46.6	27.6				
	施設系統	42	17	43.4	21.0	50	9	37.0	30.0	52	14	35.0	13.3	77	25	27.7	9.7	55	21	38.3	15.7				
	電気系統	161	39	49.2	29.6	157	30	47.0	42.5	136	25	41.3	14.6	92	19	36.4	11.6	84	23	44.6	21.4				
営業系統試験	番号・操車・構内附用	99	54	59.4	15.0	78	36	42.0	4.3	61	11	43.0	4.6	71	12	44.4	15.7	78	16	54.4	17.0				
	掛職登用	255	132	61.3	10.3	213	57	50.4	13.3	336	70	47.6	14.0	415	95	48.3	5.7	414	45	52.7	13.7				
	車掌見習登用	326	108	50.8	5.7	226	37	50.0	10.0	240	20	46.7	10.3	339	14	38.0	7.0	229	25	45.2	11.3				
運転系統試験	車両検査掛採用	29	16	61.2	13.2	16	11	60.4	12.2	11	7	62.1	13.1	25	10	61.6	11.8								
	車両检修掛登用	61	41	59.1	12.3	16	11	56.3	10.6					66	18	59.4	12.1								
	車両掛登用	31	23	50.8	9.4	34	28	48.9	8.5	68	15	49.0	9.7	101	65	48.7	8.9								
	事務掛登用	13	9	61.4	31.2	23	7	62.1	32.3	21	6	59.8	30.1	33	23	58.5	13.7	4	4	60.5	30.4				
統制試験	技術掛採用	119	37	50.9	6.5	319	157	51.2	8.7	230	94	68.3	11.0	250	143	52.1	11.6	198	96	53.1	6.7				
	事務掛登用	38	28	57.2	29.6					23	10	52.1	10.8	18	10	58.5	13.7	15	7	60.5	30.4				
電気試験	技術掛採用	94	83	54.5	17.6	19	9	50.4	11.5					5	5	48.7	31.6								
	事務掛登用													5	3	58.5	13.7	4	3	60.5	30.4				
区関係事務掛登用試験																		47	15	61.4	32.5				

の最末端の職名は「〇〇手」とよばれていたもので、これらの職階は「手職」と称された。そこで「手職」から「掛職」へという登用試験として、今でも信号掛、旅客掛などの職名への登用試験は総称して「掛職試験」とよばれているのである。

前述の意味で「掛職」となると、次の登用試験は助役試験となる。表6ではそれが「幹部職（中級）試験」ということになる。営業部門では助役試験は「助役・運転掛試験」、「助役・営業掛試験」としておこなわれる。その詳細は後述するが、表6によって、その競争率がいちじるしく高いことに注目しておきたい。

そこで、このような階梯職制の動態を生き生きと知るために事例をあげておこう。表7は大阪鉄道管理局の京都駅に勤務するA、B、Cの三名の職員が国鉄入社後にどのような経歴をたどったかを示したものである。いずれも昭和二十二年に入社した職員をえらんでみた。国鉄は昭和二十四年に公共企業体となり、昭和三十六年に職制の大改正をおこなって現行の職制がつけられた。表7ではこの二つを大きな時期区分としている。A職員は入社して京都駅に勤務して以後、昭和四十七年までの二五年間、一度も京都駅をはなれて勤務していない。昭和二十九年に二十九歳で、いわゆる「手職」から「掛職」への登用試験に合格し、信号掛となり、昭和三十一年に操車掛となって以来、ずっと「掛職」として勤務しつづけている。

Bは入社して荷扱手となった後、昭和二十九年に三十二歳で踏切警手となり、昭和三十六年の職制改定によって職名が踏切保安掛と変り、そのまま勤務しつづけて、昭和四十三年に「掛職登用試験」に合格して、四十六歳で「手職」から「掛職」に昇職し、昭和四十五年に京都駅運輸掛となった。

表7 階梯職制と職員の関係

年次	A	B	C
1922(大11) 1925(大13) 1929(昭4) 1935(昭10) 1939(昭14) 1945(昭20)	出生  高等小学校卒業(14歳)	出生  高等小学校卒業(13歳)	出生  商業学校卒業(16歳)
1947(昭22)  1948(昭23)	国鉄入社、吹田操車場、 京都駅連結手見習をへ て連結手(22歳)  京都駅転轍手 連結手養成講習会終了	国鉄入社、吹田操車場 荷扱手(25歳)	国鉄入社、京都駅駅手 駅手養成講習会終了、 掛職資格試験合格、 京都駅駅務掛(18歳)  車掌見習、京都車掌区
1949(昭24) 1954(昭29) 1956(昭31)	日本国有鉄道法、京都 駅駅手、京都駅連結手 (24歳) 操車・信号掛採用試験 合格、京都駅信号掛 (29歳) 京都駅操車掛(31歳)	日本国有鉄道法、吹田 操車場連結手、吹田操 車場荷扱手(27歳) 丹波口駅踏切警手	日本国有鉄道法、車掌 採用試験合格、京都車 掌区車掌(20歳)
1961(昭36) 1963(昭38) 1964(昭39) 1965(昭40) 1967(昭42) 1968(昭43) 1969(昭44) 1970(昭45)	職制改正、従前どおり	職制改正、丹波口駅踏 切保安掛  病気休職(昭41復職)	職制改正、従前どおり  京都車掌区車掌(指導) 助役運転掛登用試験合 格(35歳) 京都車掌区車掌教育掛 兼助役(梅小路在勤) (36歳) 関西鉄道学園高等課程 特設運転科入学(5日 間)  京都駅運転掛(40歳)
		事務掛職登用試験合格 (46歳)	
		京都駅運転掛(48歳)	

(注) 1) 昭和47年10月までの経歴。

Cは入社後ただちに「手職」から「掛職」試験に合格し、昭和二十三年に十九歳で車掌見習となった。昭和二十四年に車掌採用試験に合格して車掌となり、昭和三十八年には指導車掌に任ぜられた。そして昭和三十九年に三十五歳で助役運転掛登用試験に合格し、翌年、京都車掌区車掌教育掛兼助役としての道をふみ出した。

以上のように、これらの三人の職員の経歴をみることによって、階梯職制がどのように働いているかを知ることができよう。

#### 第四節 職名と職群

##### 一 職 名

国鉄職員の採用は日本国有鉄道職員採用規程（昭和二十七年四月二十五日、総裁達二百三十一）によって次のように定められている。

「第一条 日本国有鉄道職員（以下「職員」という。）の採用については、この規程の定めるところによる。

第二条 職員は、別に定める場合を除く外、日本国有鉄道の試用員（以下「試用員」という。）のうちから選考によって採用する。

第三条 日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第二十六条第二項の規定及び次の各号の1に該当する者は、職員として採用することができない。但し、第二号に該当する者で、特に総裁の承認を経た者は、この限りでない。

- (1) 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産の宣告を受けた者で復権を得ない者。
- (2) 禁こ以上の刑に処せられた者で、執行を終り、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しない者。
- (3) 日本国有鉄道又はその他の職員として在職中、非行又は不都合な行為により免職の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しない者。

(4) 日本国有鉄道健康管理規程（昭和二十六年七月総裁達第三百三十号）による健康診断及び日本国有鉄道職員採用時適性検査規程（昭和二十三年八月達第四百十五号）による適性検査に合格しない者。

- 2 職員を準職員及び試用員から採用する場合には、前項第四号の健康診断及び適性検査は、これを省略することができる。

第四条 職員を採用するときは、別に定めるところにより、身元保証人を立てさせなければならない。

附 則

- 1 この達は、昭和二十七年四月一日から適用する。

- 2 日本国有鉄道職員及び試用採用規程（昭和二十四年六月総裁達第十八号）は、廃止する。」

現業部門の職員の採用がこの規程にもとづいて定められているのであるが、その場合に規程は職名ごとに定められている。職名ごとといっても、営業部門における前出の図9についていえば、掛職として角括弧でくくられている四つの職名群別に採用されるといってさしつかえあるまい。たとえばその中で信号掛、採車掛、構内作業掛の系統をみれば次のように規定されている。

「駅構内従事員採用規程 昭二十四・一・二六 達四十八

改正 昭二五・七 總裁達三百六十 同二五・七 同三百九十八

第一章 総 則

第一条 駅（操車場及び信号場を含む。）の構内作業をする従事員（操車掛、信号掛、転轍手、予備構内手及び連結手をいい、以下駅構内従事員という。）は、この規程によって採用する。但し、この規程に定めない事項については、日本国有鉄道職員及び試用採用規程（昭和二十四年六月總裁達第十八号）による。

第二条 駅構内従事員に採用する者の年齢は、十八歳以上とする。但し、操車場（連結手訓練規程で操車場の範囲とする駅を含む。以下同じ。）以外の箇所に勤務する連結手については、十七歳以上とする。

第三条 この規程に定める採用試験は、鉄道管理局長が施行する。

第二章 従 事 員

第一節 連結手

第四条 連結手は、相当期間実務見習をした者から採用する。

第五条 前条の規程にかかわらず操車場に勤務する連結手は、連結手訓練規程によって訓練を受けた者から採用する。但し、六月以上車両の入換、連結又は解放の業務に従事した者についてはこの限りでない。

第二節 転轍手、予備構内手

第六条 転轍手及び予備構内手は、一年以上連結手（駅手その他の職にあって車両の入換、連結又は解放に従事し

た者を含む。以下同じ。）の職にあって、一月以上実務見習をした者から採用する。

### 第三節 操車掛、信号掛

第七条 操車掛及び信号掛は、次の各号の1に該当するものから採用する。

- (1) 鉄道管理局職員養成所信号操車科を修了した者
  - (2) 高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められた者
  - (3) 車掌の職にあった者
  - (4) 転轍手、予備構内手、連結手及び信号機又は転轍器取扱担務の駅手を通じて二年以上その職にあったもので、操車、信号掛採用試験に合格した者
  - (5) 転轍手、予備構内手、連結手及び信号機又は転轍器取扱担務の駅手を通じて四年以上その職にあった者
- 第八条 操車、信号掛採用試験は、次の各号について、鉄道管理局職員養成所信号操車科修了程度で行う。

- (1) 規程 職務についての規程
- (2) 技術

#### (イ) 操車掛

構内設備の概要並びに操車に必要である車両各部の名称及びその作用の概要

#### (ロ) 信号掛

信号機、保安装置各部の名称及びその作用並びに構内設備の概要



前項の試験科目は、日本国有鉄道通信教育規程（昭和二十五年二月総裁達第六十五号）に定める講座第一部中これに相当するものを修了した者に対しては、免除することができる。

第九条 操車掛又は信号掛に採用された者は、相当期間実務見習をしなければならない。

#### 附 則

第十条 この達は、昭和二十四年二月一日から施行する。

第十一条 信号掛、操車掛、制動手、軋轍手、予備構内手、連結手採用規程は廃止する。

第十二条 従前の制度による中等学校を卒業した者は、高等学校を卒業したとみなす。

第十三条 第二条、第三条及び第七条から第九条までの規定は、機関区又は電車区の信号掛を採用する場合に準用する。この場合においては、合図手を予備構内手とみなす。」

実さい、高校新卒求人にあたっては職業安定所経由、高校あて直接、部内職員の紹介などの方法をとるが、その場合にも「構内作業掛」というように入職の職名を明示して募集をするのである。

国鉄ではこのように現業部門では「職名」によって管理されているのであって、階梯職制は職名の序列編成であるといつてよい。いま鉄道現業部門の職名をあげれば表8のとおりである。

表8にはすでに営業部門の階梯職制についてみた職名が並んでいる。表8は静岡鉄道管理局の例であり、従来の「手職」は労務職、「掛職」は中間職と呼ばれている。

これらの職名は昭和三十六年の職制改定においてその職務内容（担務）が定められており、『日本国有鉄道職制集』



として集大成されていて、必要に応じて改定されている。いま昭和四十八年二月改定の同集によって営業関係職員の職名およびその職務内容をみれば次のとおりである。

「営業関係職員の職制及びサービスの基準（昭三十七・八・十七総裁達三百六十三 改正 昭三十九・十総裁達五百四十九 同四十三・五同七十七 同四十四・七同六十七 同四十四・十二同百五 同四十五・八同百十 同四十七・六同五）」

営業関係職員の職制及びサービスの基準

## 目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 駅従事員職制

第一節 職名及び職務内容（第七条）

第二節 指揮命令系統（第八条）

第三章 車掌所及び車掌区従事員職制

第一節 職名及び職務内容（第九条）

第二節 指揮命令系統（第十条）

第四章 サービスの基準（第十一条―第十六条）

附則

公共企業体の人事労務管理

第一章 総 則

第一条 この規程は、駅区における各職の責任及び指揮命令系統を確立し、業務の円滑且つ能率的な運営を図ることを目的とする。

第二条 この規程におけるおもな用語の意義は、次の通りとする。

- (1) 「駅」とは、駅、営業所、操車場及び信号場という。
- (2) 「駅区」とは、駅、車掌所及び車掌区をいう。
- (3) 「営業関係職員」とは、駅区に所属する職員をいう。
- (4) 「特に命ぜられた場合」とは、総局長（九州総局長を除く。以下同じ。）又は鉄道管理局長から命ぜられた場合をいう。
- (5) 「指定された業務」とは、駅区の長から指定された業務をいう。
- (6) 「職務補助」とは、本務者の指示によって、本務者の業務の遂行を助けることをいう。
- (7) 「職務代行」とは、本務者に代って、本務者の業務を行なうことをいう。

第三条 総局長又は鉄道管理局長は、所属する職員に対し、第二章及び第三章に定める職のうちから、その者が勤務すべき駅区における職の発令をするものとする。

第四条 総局長又は鉄道管理局長は、特に必要があると認める場合は、別に定めるところにより、他の現業機関の職制に定める職をおくことができる。

第五条 営業関係職員で、他の現業機関に助勤を命ぜられた者は、助勤先の現業機関の長の指揮下に入るものとする。

第六条 総局長又は鉄道管理局長は、別に定めるところにより、適任者に、当務駅長又は運転掛の業務の代行を命ずることができる。

第二章 駅従事員職制

第一節 職名及び職務内容

第七条 駅従事員の職名及びおもな職務内容は、次の通りとする。

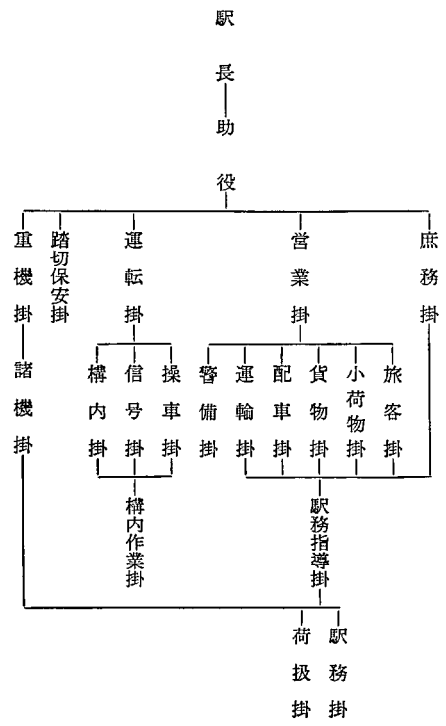
職名	おもな職務内容
駅長	駅の業務全般の管理及び運営
助役	駅長の補佐（業務の分担を特に命ぜられた場合には、主としてその業務の補佐）又は代理指定された業務の処理
予備助役	駅長、助役又は運転掛の職務代行
庶務掛	金銭及び物品の受払及び保管 出務表の整理、諸給与の仕出しその他の庶務経理事務 特に命ぜられた場合には、庶務関係業務の総括
営業掛	旅客掛、小荷物掛、貨物掛、配車掛、運輸掛及び警備掛の指導並びにこれらの者の業務（業務の分担を特に命ぜられた場合には、主としてその業務）の計画及び処理

旅客掛	乗車券類の発売、受払及び保管 乗車券類の検査及び収集 旅客、荷主及び公衆の案内、駅構内の整備並びに遺失物の取扱 その他これらに附帯する業務
小荷物掛	手荷物、小荷物等の取扱及びこれに附帯する業務
貨物掛	貨物の取扱及びこれに附帯する業務
配車掛	列車の組成準備 旅客車及び貨物車の記帳 その他これらに附帯する業務
運輸掛	旅客掛、小荷物掛、貨物掛及び配車掛の職務 特に命ぜられた場合には、駅長の代理
重機掛	起重機その他の諸機械の操縦及び保守に関する業務の計画及び運営並びに技術指導
諸機掛	起重機その他の諸機械の操縦及び保守 汽かんの取扱及び保守 特に命ぜられた場合には、もっぱら諸機械の検査及び修繕
運転掛	操車掛、信号掛及び構内掛の指導並びにこれらの者の業務の計画及び処理 列車の発着及び閉そく器の取扱
操車掛	列車の組成並びに列車及び車両の入換
信号掛	信号機、連動装置、閉そく器等の取扱及び整備

構内掛	特に命ぜられた場合には、列車集中装置の取扱い及びこれに附帯する業務 操車及び信号掛の職務
構内作業指導掛	構内作業掛の指導及びその職務 操車掛及び信号掛の職務代行
構内作業掛	転てつ器の取扱及び整備 車両の解結及びブレーキシューの取扱 操車掛及び信号掛の職務補助
警備掛	手荷物、小荷物及び貨物（以下これらを「荷物」という。）防護及び積載車等の異状の監視 構内の警戒及び取締
駅務指導掛	駅務掛及び荷扱掛の指導並びに駅務掛及び荷扱掛の職務
駅務掛	荷物の積卸し及び運搬、貨車の手押入換並びに電報の配達及び室内外の清掃 旅客列車の指導標及び寝台用品類の取扱 車両の給水及び清掃 庶務掛、旅客掛、小荷物掛、貨物掛、配車掛及び諸機掛の職務補助その他の雑務 特に指定された場合には、構内作業掛の職務
荷扱掛	荷物の積卸し、運搬及び整理 貨車の手押入換及び清掃 小荷物掛及び貨物掛の職務補助 その他の雑務
踏切保安掛	踏切道の看守及びこれに附帯する業務

第二節 指揮命令系統

第八條 駅従事員の指揮命令系統は、次の図の通りとする。



2 駅長は、業務の実情に応じ、前項の指揮命令に関し、次の各号の措置をすることができる。

- (1) 運転掛をして、旅客掛、配車掛、警備掛及び踏切保安掛の、営業掛をして、諸機掛の指揮をさせること。
- (2) 貨物掛をして諸機掛に所要の指示をさせること。

第三章 車掌所及び車掌区従事員職制



第一節 職名及びおもな職務内容

第九条 車掌所及び車掌区従事員の職名及びおもな職務内容は、次の通りとする。

職名	おもな職務内容
車掌所長 (車掌区長)	車掌所の業務全般の管理及び運営 (車掌区の業務全般の管理及び運営)
支区長	支区の業務全般の管理及び運営
助役	車掌所長もしくは車掌区長又は支区長の補佐(業務の分担を特に命ぜられた場合には、主としてその業務についての補佐)又は代理 指定された業務の処理
庶務掛	金銭及び物品の受払及び保管 出務表の整理、諸給与の仕出しその他の庶務経理事務 車内用の乗車券類の整理 特に命ぜられた場合には、庶務関係業務の総括
運用教導掛 車掌長 (車掌所に限る)	乗務員の運用補助、乗務割の作成及び指定された場合には、乗務員の運用について助役の職務代行 乗務員の業務の計画及び指導 指定された場合には、車内用の乗車券類の整理 車内業務に関する計画及び指示調整並びに業務指導 専務車掌の職務
	旅客の接遇、総合案内、座席の調整及び運用並びに車内用の乗車券類の販売列車内の秩序維持及び環境

<p>専務車掌 (車掌所に限る)</p>	<p>の保持並びに列車食堂営業等の指導 荷物輸送業務の処理 列車の運転に関する業務</p>
<p>専務車掌 ④</p>	<p>車内業務に関する連絡、調整及び業務指導 専務車掌 ⑤の職務</p>
<p>専務車掌 ⑥</p>	<p>旅客の接遇、総合案内、座席の調整及び運用並びに車内用の乗車券類の販売 列車内の秩序維持及び環境の保持並びに列車食堂営業等の指導 荷物輸送業務の処理 列車の運転に関する業務</p>
<p>車掌</p>	<p>旅客の接遇、案内及び整理並びに車内用の乗車券類の販売 列車内の秩序維持及び列車内立売営業等の指導 荷物輸送業務の処理 列車の運転に関する業務 列車及び車両の入換並びに指定された場合には、列車扱いに関する業務</p>
<p>車掌見習</p>	<p>車掌の職務見習</p>
<p>列車掛</p>	<p>乗務検査業務 列車の運転に関する業務 列車及び車両の入換業務 指定された者は車掌の職務 指定された者は車両検修掛の職務</p>



従って、自己の本分を守り、誠実に職務を遂行しなければならない。

第十二条 営業関係職員は、この規程の定を遵守するのみでなく、積極的に業務の改善と成績の向上を図るよう  
に努力しなければならない。

第十三条 営業関係職員は、第二章及び前章に定める職務内容に明示しない業務であっても、相協力してその達成  
に努め、その所属機関における業務の円滑な運営を期さなければならない。

第十四条 営業関係職員であつて、接客業務に従事する者は、特に服装の整正、容姿の清潔に心がけ、旅客及び荷  
主との応対に際しては、言語及び態度に留意し、業務処理の正確且つ迅速を旨として、サービスの向上に努めな  
ければならない。

第十五条 営業関係職員であつて、運転業務に従事する者は、特に人命尊重の精神に徹し、安全の確保に関する規  
程（昭和二十六年六月総裁達三百七号）を遵守して事故の防止に努めなければならない。

第十六条 駅区の長は、他の業務機関に所属する職員であっても、その構内等において作業に従事しているもの等  
に対しては、必要に応じ、便宜を与え、又は相当の指示をするものとする。

附 則

この達は、昭和三十七年七月一日から適用する。

附 則 （昭四十三・五・二十三総裁達七十七）

この達は、昭和四十三年四月一日から適用する。ただし、車掌所については、別に定める日まで、なお従前の例



率の再編成が出発点になっており、そのさいの職務の十二類の分類が現在の職群となった。そして階梯職制と職務が給与における職群によって連結されたのである。『日本国有鉄道賃金規程集』（昭和四十七年十二月三十一日現行、交通文化協力会発行）によって職群別賃金表をみれば図10のようにながくことができる。すなわち、各職群とも最上限・最下限の基本給が定められており、その間に号俸制が採用されているのである。各職群間の基本給でその最上限ないし最下限の賃金率が他の職群の基本給とどういふ関係にあるかについて図10では号俸で表現している。すなわち、たとえば10職群の最下限賃金率は9職群では一二号俸、8職群では二〇号俸、7職群では二五号俸等々にあたるし、また1職群の最上限賃金率は2職群では八〇号俸、3職群では六八号俸等々にあたることを示されている。ただし、点線でつないだ賃金額は必ずしも等しくはない。いずれも比較基準となる最上限または最下限賃金額をうわまわる号俸数が示されている。

このように職群別賃金率といっても上下の幅がせまいわけではなく、公務員の等級別号俸制に類似した賃金制度であるといふことができる。看護婦、栄養士、自動車運転士など入社前に技能を取得している人々の採用給の場合を除外して、一般職員の採用給について『職員賃金基準規程』に従えば次のように定められている。なおこの規程で「一般職員(1)基本給表」というのは1職群の基本給表という意味である。

〔採用給〕

第十四条 職員に採用された者の採用時の基本給（以下「採用給」という。）は、次項から第八項までの規程に該当する場合（技能取得者―注）を除き、その職について定められている最低号俸とする。

2 駅務掛、乗務掛、用務掛及び整備掛に採用する場合で、次の表に掲げる職務に従事するときの採用給は、それぞれ同表に定めるところによる。

職名	職務内容	適用基本給表	号俸
駅務掛	構内作業掛の職務を行なう者として特に指定された者	一般職員(1)基本給表	九号俸
乗務掛	荷扱の職務に従事する者	一般職員(1)基本給表	一三号俸
用務掛	雑務以外の職務に従事する者	一般職員(1)基本給表	一三号俸
整備掛	雑務以外の職務に従事する者	一般職員(1)基本給表	九号俸
	工場及び自動車工場の職場に所属する者で、雑務以外の職務に従事する者	一般職員(1)基本給表	一三号俸

8 中学校卒業者が十八歳未満で、最低号俸が一般職員(1)基本給表の九号俸以上の職(営業係(自動車に乗務して旅客の取扱いに従事する者に限る。))の場合を除く。)に採用される場合の採用給は、次の各号に定めるところによる。

(1) 採用年度当初の四月一日における年齢により次の表に定める号俸とする。

年齢	適用基本給表	号俸
十五歳	一般職員(1)基本給表	一号俸
十六歳	一般職員(1)基本給表	五号俸
十七歳	一般職員(1)基本給表	九号俸

(2) 前号の適用を受けた者が四月二日以降十八歳に到達した場合は、到達した日の翌月一日付でその職の最低号俸を適用することができる。この場合の昇給所要期間の起算日については、第二十八条第四項の規定を準用する。

(学校卒業者採用給)

第十五条 学校卒業者の採用給は、次の表に定めるところによる。

高等学校		船舶	六号俸
一般職員に採用する者	一般職員(1)基本給表	一般職員(1)基本給表	一四号俸
船舶に採用する者	船員(1)基本給表	船員(1)基本給表	六号俸
高等専門学校	一般職員(3)基本給表	一般職員(3)基本給表	九号俸
短期大学	一般職員(3)基本給表	一般職員(3)基本給表	一七号俸
大学	適用基本給表	適用基本給表	号俸

学校別は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定められたものによる。

2 前項の場合、職員が在職中に学校を卒業したときは、採用資格認定試験の合格者に限り、学校卒業者採用給を適用することができる。

(労務職採用給)



第十九条 次の表に定める労務職に新たに採用された職員の採用給は、その職に必要な能力及び年齢によって決定する必要がある場合は、第十四条第一項、同条第二項又は第十五条（高等学校卒業者に限る。）に規定する採用給に、その能力に応じ、同表の範囲内の号俸を加算したものを採用給とすることができる。

職名	二十一歳以上二十五歳未満	二十五歳以上
荷扱掛 乗務掛（荷扱の職務の者）		
踏切保安掛		
さん橋掛		
燃料掛		
整備掛（雑務以外の職務の者）	四号俸以内	八号俸以内
軌道掛		
工事掛		
営林掛		
電気掛		
工場輸送掛		
年齢の計算については、採用の年の一月一日現在とする。		

下位職群から上位職群への上昇は「昇格」とよばれる。昇格の管理は、「定数制」によっておこなわれる。定数制は一般職員について実施されるものであって『職員賃金基準規程』では次のように定めている。なお第二十四条で「別表第1から別表第4」とは別表第1、一般職員、別表第2、動力車乗務員、別表第3、船員、別表第4、医療職員の

基本給表の職をさしている。

〔定 数〕

第二十四条 別表第1から別表第4までの職群及び最低号俸表に掲げる職のうち、職名が二以上の職群にわたるものについては、2職群及びその職名の最低の職群に属するものを除き、職名別職群別の定数制とする。ただし、工事局、建築工事局、電気工事局及び電気工事事務所にあつては、職群別定数制とし、管理職員及び最低の職群に属するものを含むものとする。

2 次の各号に掲げる機関の定数は、職員局長が通達する定数の範囲内で、当該各号に掲げる者が定めるものとする。

(1) 総局及び総局の地方機関

総 局 長

(2) 新潟及び広島各各鉄道管理局並びにその地方機関

当該鉄道管理局長

3 所属長は、第一項に規定する職の定数を、次の各号に定めるところにより運用するものとする。

(1) 主席、研究員、寮長、配給所主任及び講師の各特定及び指定については、その定数の範囲内で相互に運用することができる。

(2) 主席、研究員、主任（物資部）、寮長及び講師の各10職群については、その定数の範囲内で相互に運用することができる。

(3) 課員、研究員及び寮監の各7職群、課員、研究員、主任（物資部）、寮監及び講師の各8職群並びに課員、

研究員、主任（物資部）、寮長、寮監及び講師の各9職群については、その定数の範囲内で相互に運用することができる。

- (4) 庶務掛及び事務掛の各4職群から9職群までについては、その定数の範囲内で相互に運用することができる。
- (5) 前各号に定める職以外については、それぞれの職について定められた定数を他に運用することはできない。
- ただし、同一業務機関内における同一職群の定数については、必要がある場合、所属長において職名間の相互運用を行なうことができる。

(定数の補充)

第二十五条 前条の規定により定数を定められた職については、定数に欠員がある場合に限って補充することができる。ただし、上位の職群に欠員がある場合は、下位の職群において上位の欠員数を過員としてもつことができる。

(注) たとえば、定数が次のとおりで、主席(10職群)が四名、課員(9職群)が一四名の場合には、課員(8職群)は二七名までもつことができることになる。

主席(10職群)	五
課員(9職群)	一五
課員(8職群)	二五

2 次の各号の1に該当する者で、勤務成績が良好なものについては、当該各号に定める職務経歴年数に到達した

日の翌月の一日で、前項の規定にかかわらず4職群に昇格させることができる。ただし、現に、休職及び停職中の者は、復職又は停期間満了の日の翌月一日で行なうことができる。

(1) 大学卒業者については、職員として採用後の職務経歴年数一年以上

(2) 中央鉄道学園大学課程卒業者については、卒業後の職務経歴年数一年以上

(3) 中央鉄道学園研究課程第三科修了者については、修了後の職務経歴年数一年以上

念のために第二十五条を注によって説明すれば主席(10職群)五名、課員(9職群)一五名、課員(8職群)二五名と定められた職名の場合に、主席(10職群)に一名、課員(9職群)に一名の欠員がある場合には、この合計二名で課員(8職群)の定数二五名をうまわって二七名にすることができるといふ意味である。

昇格はこの定数制で管理されるのであるが、労働組合との交渉の過程で多くの特例がつけられて現在に至っている。まず1職群から2職群への昇格については次のように定められた。

「(2)職群への昇格)

第二十七条 1職群の職のある者のうち、毎年十月一日において、高等学校卒業者にあつては勤続年数二年以上、中学校卒業者にあつては勤続年数五年以上で、かつ、勤務成績が良好なものについては、2職群に昇格させることができる。

2 前項の規定は、休職及び停職中の者又は年齢五十五歳以上で、前年度末日以前において退職の勧奨を受けた者には適用しないものとする。

3 第一項の勤続年数は、次の各号に定めるところにより計算するものとする。

(1) 職員として在職した期間とし、採用の日に属する月から十月までの月数により計算する。この場合、職員としての在職期間に中断期間があるときは、前後の期間を通算する。

(2) 次の期間は、職員として在職した期間を含める。

ア 退職手当支給事務基準規程（昭和四十二年三月職達第七号）第二十九条に規定する買収鉄道引継職員の当該鉄道在職期間

イ 旧志免鉱業所等施設とともに国鉄に引き継がれた職員の軍属としての在職期間

ウ 国鉄との人事交流による国家公務員期間

エ 試用員、試用、見習、特別傭人、常勤嘱託及び準職員の期間

また2職群から3職群への昇格については勤続年数一六年以上の職員について次のように定められている。

「(3職群への昇格の特例)

第二十六条 3職群に定める職名と同一職名の2職群の職にある者のうち、毎年十月一日において、勤続年数十六年以上で、かつ、勤務成績が良好なものについては、その者の職務内容を勘案のうえ、3職群に昇格させることができる、ただし、休職及び停職中の者又は年齢五十五歳以上で、前年度末日以前において退職の勧奨を受けた者を除く。

2 前項の勤続年数の計算については、次条第三項の規定を準用する。」

昇格特例の中で最も重要とされているのは3職群から4職群への昇格である。すなわち、次の条文によれば、勤続年数二十四年以上または勤続年数十年以上で最低職群が3職群の職名の職員についての特例の設定である。

「(4職群への昇格の特例)

第二十五条の二 4職群に定める職名と同一職名の3職群の職にある者のうち、毎年十月一日において、次の各号の1に該当し、かつ、勤務成績が良好なものについては、4職群に昇格させることができる。ただし、休職及び停職中の者又は年齢五十五歳以上で、前年度末日以前において退職の勧奨を受けた者を除く。

(1) 最低職群が3職群の職の者

勤続年数十年以上で、かつ、最低職群が3職群以上にある職の職務経歴年数三年以上の者又は勤続年数二十四年以上の者

(2) 前号以外の者

勤続年数二十四年以上の者

2 前項の勤続年数及び職務経歴年数は次の各号に定めるところにより計算するものとする。

(1) 勤続年数については、第二十七条第三項の規定を準用する。

(2) 職務経歴年数については、最低職群が3職群以上の職に発令された日の属する月から十月まで「

これらの特例は条文に明示されているように事実上の自動昇格を定めたものとみなされるので、国鉄職員は二十四年以上勤務するかぎり4職群までは自動的に昇格できることになっているといつてよいであろう。



表9 つづき

系 統	業務 機関	職 名	職 群												指 定 職							
											A	B	C	D								
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12								
運	機 関 区 ・ 気 動 車 区	整備掛, 燃料掛	←																			
		整備指導掛, 燃料指導掛			←																	
		誘導掛		←																		
		車両掛		←																		
		車両検査掛		←																		
		車両検査掛								←												
		車両検査長									←											
		構内掛									←											
		事務掛									←											
		機関助士, 電気機関助士			←																	
		機関士, 電気機関士, 気動車運転士									←											
		助役, 支区長																	←	←		
区 長																		←				
電 車 区	電 車 区	整備掛	←																			
		整備指導掛			←																	
		誘導掛		←																		
		車両掛		←																		
		車両検査掛		←																		
		車両検査掛								←												
		車両検査長									←											
		信号掛, 構内掛									←											
		事務掛									←											
		電車運転士									←											
		助役, 支区長																		←	←	
		区 長																			←	
客 貨 車 区	客 貨 車 区	整備掛	←																			
		整備指導掛			←																	
		車両掛		←																		
		車両検査掛		←																		
		列車掛									←											
		運用教導掛									←											
		車両検査掛									←											
		車両検査長									←											
		事務掛									←											
		助役, 支区長																			←	←
		区 長																				←
		運 転 所	燃料掛, 保号掛, 列車掛, 運用教導掛	機関助士, 電気機関助士, 機関士, 電気機関士 を除く上記職名																		

一橋大学研究年報 社会学研究 18



図 11 営業部門の職務編成

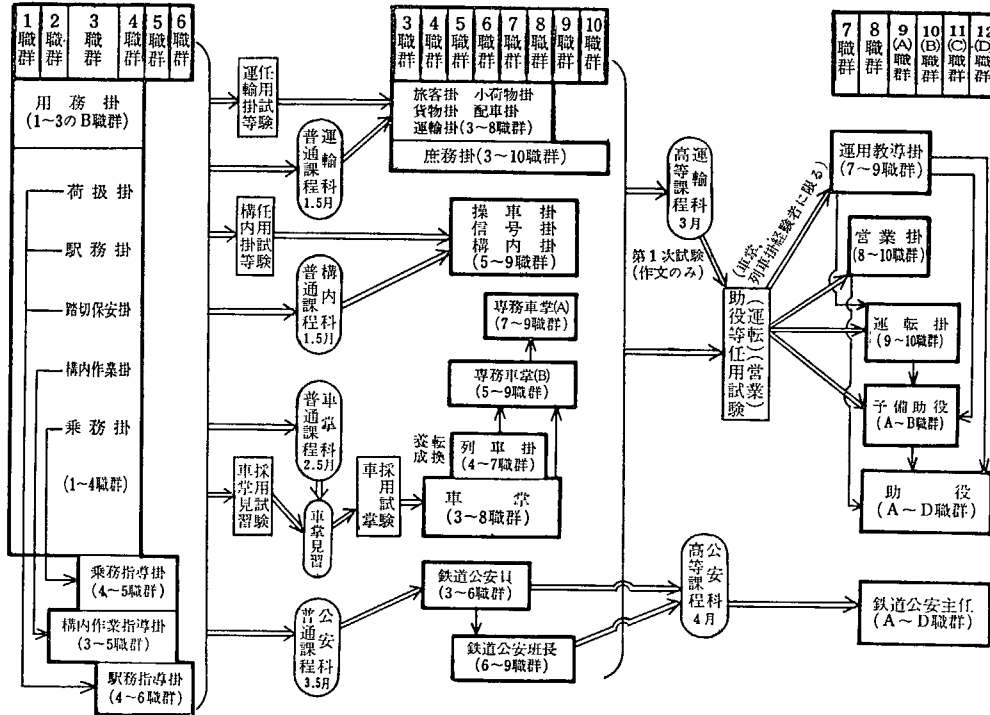


図 12 運転部門の職務編成

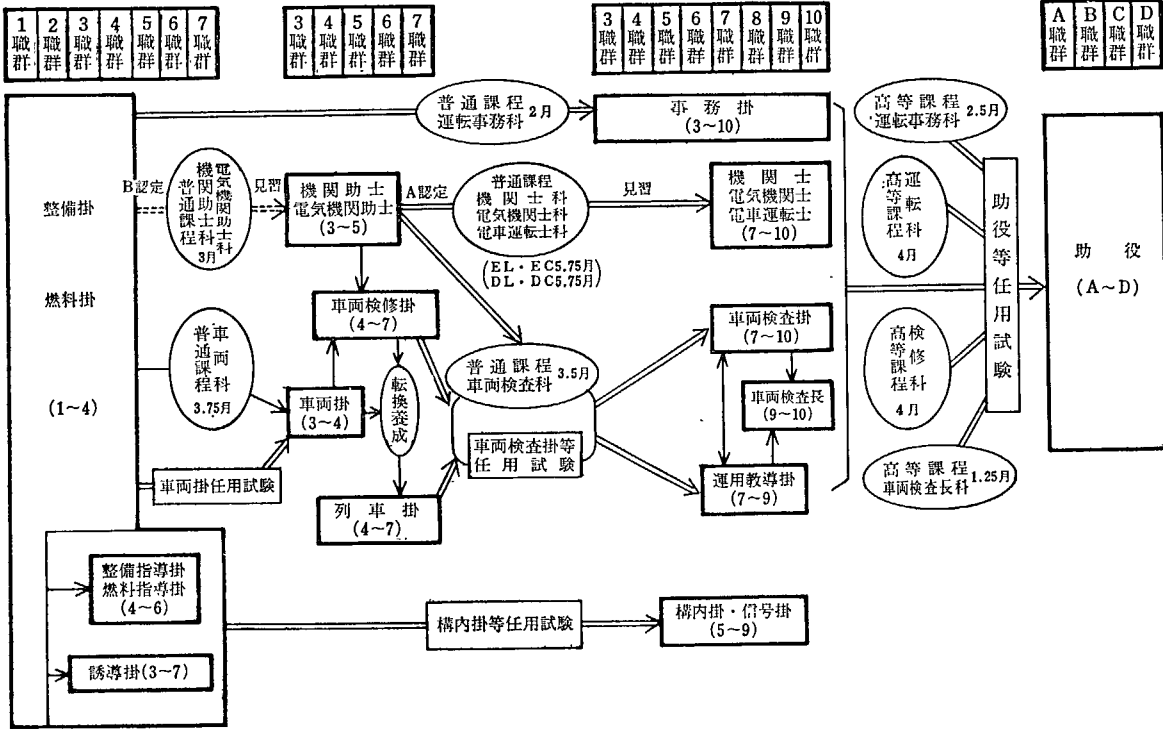


図 13 施設部門の職務編成

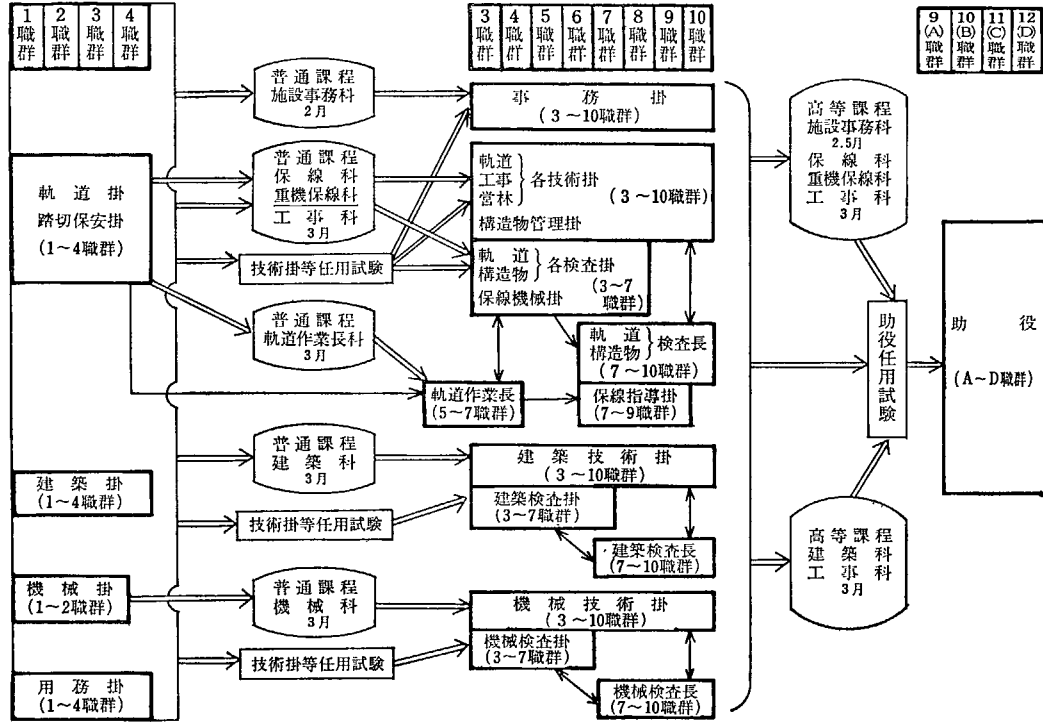
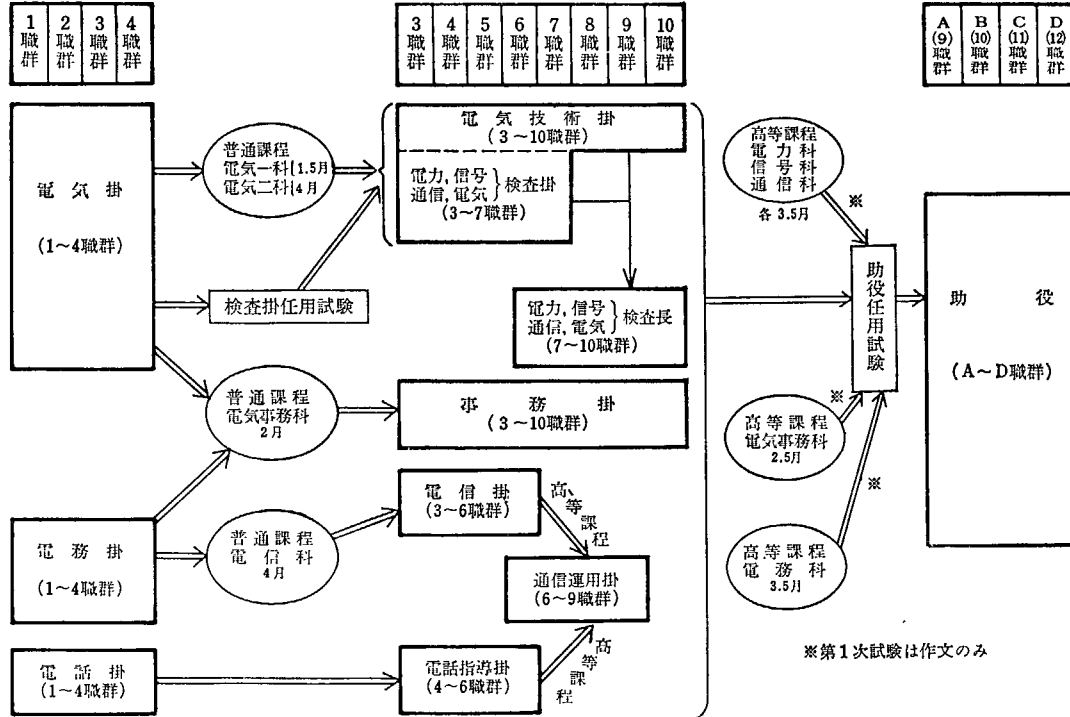


図 14 電気部門の職務編成



新旧職名移行表

別表

現行職名	移行	改正職名
長役	→	長役
助役	→	助役
備助	→	庶務係
業務客	→	※営業管理係
掛掛掛掛掛掛	→	
荷物	→	
物輸	→	
小貨運	→	※輸送管理係
掛掛掛掛掛掛	→	
營業車	→	
車号内	→	
運配操	→	運 転 主 任
信構	→	※ 營 業 係
運旅	→	
小貨	→	
運警	→	
配車	→	※ 輸 送 係
操車	→	※ 運 転 係
信車	→	
機号内	→	動 車 運 転 係 運 輸 指 導 係
掛掛掛掛掛掛	→	
指指指指指指	→	
導導導導導導	→	構 内 指 導 係
掛掛掛掛掛掛	→	
掛掛掛掛掛掛	→	運 輸 係
掛掛掛掛掛掛	→	
掛掛掛掛掛掛	→	交 通 保 安 係 ( 廃 止 )
掛掛掛掛掛掛	→	
安機	→	車 掌 長
踏切	→	
重機	→	專 務 車 掌
掛掛掛掛掛掛	→	
專務車掌(A)	→	專 務 車 掌
專務車掌(B)	→	
乘務指	→	車 掌 補
導掛	→	
乘務掛	→	乘 務 掛

三 職名と職群

以上のことがらを前提とした上で表8に示した職名を職群に展開してみれば表9のとおりになる。

以上のような径路をへた上で、階梯職制、職群、職名によって職業部門における国鉄の人事管理の骨格としての職務編成のほぼ全容をまとめあげることができる。図11は営業部門、図12は運転部門、図13は施設部門、図14は電気部

門における職務編成の要約である。

なお、前述の職名は営業部門について昭和四十八年八月以降に別表のように改定されたが、本稿では旧職名によって検討をおこなった。現在ではこの別表の職名が使用されているので注意していただきたい。この移行によって国鉄の長い伝統であった「掛」の名称が消滅したことになる。

## 第五節 管理職の制度

### 一 管理職の定義

国鉄では一人の部下がいてもそれを指揮監督する立場の者はすべて管理者であるという考え方がある。実さい、階梯職制はそういう意味をもっているといえる。例えば第四節の職名および職務内容の規定をみれば「掛職」である運輸掛について「特に命ぜられた場合には駅長の代務」と記されているし、「労務職」である構内作業指導掛についても「構内作業掛の指導及びその職務」と定められている。一言でいえば上位の職名は直接の低位の職名を指揮監督する関係にあるといえるのであって冒頭の考え方を立証している。また、実さいにも明白な例がある。図7の豊橋駅（一六五ページ）にもどってみると、助役（小荷物）―営業掛―小荷物掛という組織系統があるが、小荷物掛の下には職名がない。それは豊橋駅の小荷物の業務は日本交通観光社に業務委託しており、徹夜一名、日勤四名（いずれも出面）が荷物の積みおろし作業をしているのであって、小荷物掛はフロント・サービス、事故処理、ロッカー管理に従事している。そして営業掛が管理するのであるが、小荷物掛もまた監督の役割をしているのである。

だが、このような考え方は管理の機能面については正しいといえるのだが、職制上の管理職という制度については別である。国鉄では伝統的に助役の制度を階層として現業管理の線としてきたのであって管理職の制度とは助役制度から始まるといえるのである。すなわち、国鉄における管理職の定義は「管理職員管理規程」（昭和三十九年四月一日、総裁達第五百五十九号、昭和四十六年十二月二十日改定まで）であたえられている。管理職員管理規程をかかげれば次のとおりである。

「管理職員の管理を合理的に行ない、もって経営能率の向上をはかることを目的として、管理職員管理規程を次のように定める。

（適用範囲）

第一条 管理職員の範囲、職群、定数、給与、俸給の審査等に関する業務については、この規定の定めるところによる。

2 この規定に定めていない事項については、別に定めるものによる。

（注）別に定めるもののおもなものは、次のとおりである。

規 程 名

関 係 事 項

俸給審査委員会規程（昭和四十年十一月総裁達第六百七号）

俸給審査委員会の構成、運営等

職員管理規程（昭和三十九年四月総裁達第五百五十七号）

勤務、教育、賞罰等

（管理職員の範囲）

公共企業体の人事労務管理

第二条 管理職員の範囲は、公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項の規定に基づき、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を定めた告示（昭和四十年八月公共企業体等労働委員会告示第一号）に定められた者のうち、指定職員等管理規程（昭和三十九年四月総裁達第五百十八号）第四条に規定する指定職員等を除いた者とする。

（給与の種別）

第三条 管理職員の給与は、俸給、管理職調整額、職務手当、扶養手当、都市手当、住宅手当、管理職手当、特殊勤務手当、割増給与、休職者給与、年次有給休暇日の給与、通勤手当、近代化特別手当、期末手当、寒冷地手当及び退職手当とする。

（職群）

第四条 管理職員は、その職務内容に応じて、A職群からD職群まで及び3職群から12職群までに区分する。

（呼称）

第四条の二 管理職員のうち、A職群からD職群までに格付けされた者は、副参事補の呼称を附与する。ただし、船舶管理職員を除く。

（俸給）

第五条 俸給の号俸及び金額は、別表第1から別表第4までに掲げるとおりとし、その額は月額とする。

（扶養手当）



第六条 扶養手当は、職員管理規程（昭和三十九年四月総裁達第五百十七号）第十八条の規定を準用する。

（都市手当）

第七条 都市手当の月額は、別表第5から別表第8までに掲げるとおりとする。

2 前項の都市手当は、その者の俸給の号俸と管理職員給与基準規程に定める級地区分に対応する額とする。

（近代化特別手当）

第七条の二 近代化特別手当は、職員管理規程に基づく近代化に特別手当基準規程の定めを準用して支給するものとする。

（通勤手当）

第八条 通勤手当は、職員管理規程に基づく通勤手当支給基準規程の定めを準用して支給するものとする。

（退職手当）

第九条 退職手当は、職員管理規程に基づく退職手当支給事務基準規程の定めを準用して支給するものとする。

（俸給の審査）

第十条 管理職員は、自己の俸給の決定に対し異議のある場合は、審査を請求することができる。

2 前項の審議の申立てに対する採否は、俸給審査委員会が決定する。

（総裁の決定事項）

第十一条 次の各号に掲げる事項は、総裁が決定する。

公共企業体の人事労務管理

(1) 管理職員の職群別職名及び職群別総定数

(2) 管理職員の給与に関する次に掲げる事項

ア 職名最低号俸

イ 俸給の調整に関する基本事項

ウ 期末手当及び寒冷手当の支給範囲及び支給額

エ 昇給資金の総額

オ アからエまでに掲げるもののほか、給与に関する基本事項

(権限の委任)

第十二条 次の各号に掲げる事項は、職員局長が決定する。

(1) 管理職員の本社、本社附属機関及び地方機関（駐在理事室を含む。以下同じ。）別の職群別定数

(2) 管理職手当の支給額別及び地方機関別の定数

(3) 管理職調整額に係る業務機関の指定

第十三条 職員局長は、次の各号に掲げる基準規程を制定しなければならない。

(1) 管理職員給与基準規程（管理職員の給与及び俸給の調整方に関する基準）

(2) 管理職員俸給審査基準規程（管理職員の俸給の審査の範囲及び異議の申立ての手続に関する基準）

2 前項の第一号の基準規程は、第十一条の規定により総裁が決定したところに基づき、制定するものとする。」

この規程の第二条にもとづいた管理職の範囲を大阪鉄道管理局についてみれば次のとおりである。

〔1〕鉄道管理局

局長 部長 駐在運輸長 課長 室長 補佐 物資部長 物資部事業所長 衛生試験室長 センター所長 訴訟代理人 運動考査員 労務監査員 施設監査員 出納役 契約審査役 指導員 局長秘書 人事、労務、文書又は経理担当の係主席 労働関係事務担当の係員 鉄道公安職員 守衛

〔2〕鉄道学園

学園長 教頭 学務主事 課長 科長 指導員 補佐 人事、労務、文書又は経理担当の係主席 労働関係事務担当の係員 守衛

〔3〕鉄道病院、鉄道診療所、保健管理所

院長 副院長 医長 副医長 所長 保健管理部長 副長 室長 分室長（大阪駅前分室） 薬剤長 副薬剤長 事務長 課長補佐 看護婦養成所長 総婦長 看護婦長 人事、労務、文書又は経理担当の係主席 労働関係事務担当の係員 守衛

〔4〕駅 操車場 信号場 区 鉄道公安室 管理所 運転所 駅長 区長 室長 所長 支区長 助役 予備助役（貨物掛、信号掛等であつて予備助役を兼務している者を除く） 分区長 人事、労務、文書又は経理担当の掛

主任 鉄道公安職員

〔5〕印刷場、材修場、電修場

公共企業体の人事労務管理

揚長 助役 守衛」

すなわち、現業部門では駅長、区長、助役、予備助役が非組合員管理者の大筋となっているのである。

## 二 現場管理職の権限

局以上の管理職を除いて、現業部門の管理職について考えてみると、現業管理職の管理権限は管理局が定める組織規程に由来している。この規定は各局共通であるので関係条文を引用してみよう。

### 「第二章 権限事項

#### 第一節 局長専決施行事項

##### （局長専決施行事項）

第五条 局長は、別に定めるところにより本社及び支社の権限として留保された権限事項を除いて、管理局の管理及び運営に関する事項を専決施行する。

##### （専決施行事項の委任）

第六条 局長は、その専決施行に属する事項の一部を各部長及び現場機関の長に専決施行させ、又はその専決施行できる事項の一部を制限することができる。ただし、組織に関する規程に規定する事項については、再委任しな

## 第二節 部長委任事項

(部長専決事項)

第七条 各部長において専決施行できる事項は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 各部長は、その専決施行に属する事項であっても、重要又は異例な事項にあっては、局長の決裁をうけなければならぬ。

(個別委任)

第八条 各部長は、その専決施行に属する事項であっても、部長において必要と認める事項については、個々に現場機関の長に対し専決施行の委任をすることができる。

第四節 現場長委任事項

(現場長専決事項)

第十条 現場機関の長において専決施行できる事項は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 各現場機関の長は、その専決施行に属する事項であっても、重要又は異例な事項については、局長の指示をうけなければならぬ。

(報告事項)

第十一条 各現場機関の長は、別表第2の専決事項のうち、第9項に規定する事項にあっては、局長に報告しなければならない。

別表第2 (第十条)

## 現場長委任事項

### 1 各現場長共通事項

(1) 現場長が局管内の出張をすること。

(2) 部下職員（準職員を含む、以下同じ。）に対して服務上の措置をすること。

（注）「服務上の措置」とは、内国出張を命ずること、超過勤務を命ずること、職務に関して部外者からの金銭物品等の受領を許すること、他の委員になることを許すことなど、日本国有鉄道法、職員服務規程、日本国有鉄道職員勤務及び休暇規程等に基づく命令、許認可その他の措置をいう。

(3) 部下職員の勤務割及び乗務割の指定をすること。

(4) 部下職員の勤務指定を行なうこと。ただし、次の場合を除く。

#### ア 次の各職の勤務指定

助役、予備助役、掛主任、運転掛、営業掛、支区長、公安主任、軌道検査長、構造物検査長、建築検査長、機械検査長、庶務掛、事務掛、用品掛、技術掛、工事技術掛、建築技術掛、機械技術掛、機械検査掛、軌道検査掛、構造物検査掛、構造物管理掛、建築検査掛、保線機械掛、保線指導掛、電気技術掛、医員、薬剤員、事務主任

#### イ 職群の異なる職種間の勤務指定

ウ 職員任用基準規程に定められている職の異動

エ 次の各職からの他の職への転職

踏切保安掛、構内作業掛、保線機械掛、軌道掛、工事掛、建築掛、電気掛

(注) 1 「勤務指定」とは、同一勤務箇所内(管理駅、被管理駅間及び本、支区間を含む。)における勤務地及び異動をいう。

2 「職群」とは、職員賃金規程(以下「賃金規程」という。)第八条第二号別表第1 一般職員職群及び最低号俸表、同別表第2 動力車乗務員職群及び最低号俸表、同別表第4 医療職員職群及び最低号俸表、管理職員給与基準規程第二条第二号別表第1 管理職(甲)職群及び最低号俸表、同表第2 管理職(乙)職群及び最低号俸表に定めるものをいう。

3 「各種従事員採用規程」とは、次のものをいう。

- (1) 乗客掛及び警備掛採用規程(昭和二十一年三月達第百九十五号)
- (2) 駅構内従事員採用規定(昭和二十四年一月達第四十八号)
- (3) 事掌区従事員採用規程(昭和二十三年十月達第五百四十一号)
- (4) 電信掛採用規程(昭和二十二年八月達第四百五十五号)
- (5) 運転関係職員採用規程(昭和三十一年十二月達第百八十三十五号)
- (6) 保安掛採用規程(昭和十九年三月第百二十七号)
- (7) 電気従事員採用規程(昭和十三年五月達第三百六十一号)
- (8) 通信機掛採用規程に関する件(昭和十一年五月鉄秘第二千二百四十八号)

公共企業体の人事労務管理

(9) 無線掛の採用について(昭和二十一年七月鉄職給第八十三号)

- (5) 部下職員の見給査定を行なうこと。ただし、次のものを除く。  
助役、支区長、予備助役、掛主任、運転掛、営業掛、公安主任
- (6) 基準人員の範囲内における工事経費及び鉄道経費相互の費途変更をすること。
- (7) 部下職員の履歴(學歷に限る。)の追加及び戸籍の異動について審査決定をすること。
- (8) 支区長が傷病その他の理由により一〇日以上不在の場合に、その臨時代理を命ずること。
- (9) 扶養手当支給親族の資格取得(配偶者及び子の場合に限る。)及び喪失の認定をすること。
- (10) 東京西鉄道管理局行賞基準規程(昭和四十四年三月東京西管達第三十一号)に基づく一人五〇〇円以内の褒賞を行なうこと。
- (11) 部下職員について、賃金規程第二百二十八条の出張中の勤務の認定をすること。
- (12) 部下職員について、賃金規程第二百三十一条の私傷病による欠勤を必要とする日又は時間の認定を行なうこと。
- (13) 自駅区内の施設、車両等の見学、撮影、放送、録音行為について認否すること。ただし、刊行物関係を除く。
- (14) 部下職員が就業中公務によらないで負傷、発病又は死亡した場合、応急処置料を支給すること。
- (15) 部下職員が公務で重傷、又は殉職した場合に重傷見舞金又は弔慰金を支給すること。

(注) 重傷見舞金又は弔慰金の支給方については、東京西鉄道管理局援護及び見舞金等贈与基準規程(昭和四十四年三月東



京西管達第三十八号)による。

- (16) 非常災害見舞金を支給すること。
- (17) 災害又は事故等の際に、所要物品の購入又は借入れ、現品まかない、人夫の雇入れ、自動車の借入れ、建物借入れ、医師の診療等臨機の措置をすること。
- (18) 調度用品の修理洗たくをすること。ただし、修理にあっては一五、〇〇〇円を限度とする。
- (19) 運搬の契約をすること。
- (20) 試用員及び臨時雇用員と雇用契約をすること。
- (21) 一件一〇万円以内で機械器具その他決算品(調度用品を除く。)の修繕をすること。
- (22) 一件三、〇〇〇円以内の一時限り土地、建物及び物件を借り入れること。
- (23) じんあい及び汚物の処分契約をすること。
- (24) 写真撮影の経費を支出すること。
- (25) 鉄道営業法違反事件その他業務上の被害事件について告訴告発をすること。
- (26) 所有自動車の登録及び検査等に要する手数料を支払うこと。
- (27) 本項及び以下各項中、予算を伴うものは、内示予算内に限る。

## 2 駅 長

- (1) 共用使用駅及び接続駅における各種の作業協定を締結すること。

公共企業体の人事労務管理

- (2) 携帯品一時預りの受付制限又は停止をすること。
  - (3) 郵便物運搬車及び荷物運搬車の使用を認否すること。
  - (4) 災害又は事故の際、旅客、荷物及び貨物に対する応急措置をすること。
  - (5) 旅客構内営業について次の事項を措置すること。
    - ア 営業時間の指定又は変更（構内公衆営業を除く。）の認否
    - イ 一時限りの休業及び接客従事員数の変更（催物等のため旅客がふくそうする場合に限る。）の認否
    - ウ 構内客運送営業の使用車種、形式、車両番号等の変更の認否
    - エ 弁当箱等の容器の意匠、図案等の選定
  - (6) 自駅限りの駅ポスター及び駅額面の掲出を認否すること。
  - (7) 関係現場長と協議のうえ、次の事項を認否すること。
    - ア 駅構内における送迎門、天幕、日おおい、風よけ等の仮設
    - イ 郵便柱箱、同封箱の設置
- 4 機関区長、電車区長及び客貨車区長
- (1) 一件一〇万円以内の工用品（決算品）及び自動車の修繕をすること。
  - (2) 客車の特別使用休止及び解除の決定をすること。  
（客貨車区長に限る。）

共通事項以外は駅長、機関区長等の二つについて引用するに止める。その他の区長の特定権限も引用文以下に列記されている。先に見たとおり、助役は駅長、区長の補佐または代役という職務であるから、引用条文にもとづいて現場である駅長、区長に変化された事項について駅員、区長を補佐または代役すると共に、これらとは別に局長から指示される事項に対して駅長、区長が実行しなければならないときに駅長、区長を補佐するという役割をもつことになる。

ところで別表第2に列記された現場長委任事項を検討してみると、リストの長さと対照的にその内容がいちじりしく貧弱であることが目につく。現場長には予算立案権もなければ執行権もない。そもそも国鉄の現場に予算制度があるのかないかをうたがわせるほどである。たとえば物品の修理費は記載されているが、新規物品の購入費支出権はあたえられていない。現場長委任事項の大半は勤務割、昇給査定等々の作業管理・監督に関するものであって、それも勤務指定については(4)で多くの場合が除外されており、委任事項全体を要約すれば、民間企業ではほとんど作業監督職位の専決権限に等しいといつてよい。第二章第一節で中央集権制について述べたのであるが、その性格がここで明瞭にみられるのであって、国鉄の現場管理者の管理権限上の性格はこのようなものであることを銘記しておく必要がある。

### 三 現業管理職への道

現業管理の任用は本社・地方採用の大卒職員の場合を除いて登用制度にもとづいておこなわれる。営業部門におけ

る助役運転掛、営業掛（主任）の採用規程を次に引用する。

「助役運転掛採用規程（昭和二十八年一月二十三日、静達甲十二、改正昭四十・十・四、静達甲百三十三まで）

（採用資格）

第一条 駅、車掌区の助役、運転掛及び予備助役は、次の各号の一つに該当するものから選考により採用する。

(1) 駅、車掌区の助役、運転掛及び予備助役以上の経歴を有する者

(2) この採用規程による試験合格者

(3) 局長が特に認めた者

（採用試験）

第二条 助役、運転掛採用試験（以下「試験」という。）は必要の都度行なう。

（受験資格）

第三条 受験を許可する者は、次の各号の資格をそなえた者で、別紙様式により箇所長が推薦したものでなければならぬ。

(1) 操行善良、思想堅実、勤務成績良好であって、統禦の才幹を有する者

(2) 最近健康診断の結果、一般状態乙種、視器乙種、聴器甲種以上の者

(3) 勤続一〇年以上で、次に該当する者。ただし、大学（旧制専門学校を含む。）卒業者は四年以上、中央鉄道

学園大学課程業務科（鉄道教習所専門部門部業務科及び同管理科を含む。）卒業者は六年以上、鉄道学園高等

課程運輸科及び同公安科修了者は八年以上とすることができる。

イ 駅、車掌区、電務区職員にあって職員賃金基準規程（昭和四十二年二月職達第二号）第八条別表（以下「第八条別表」という。）に定める職群3以上の職務経歴が三年以上の者、ただし、構内作業掛、駅務指導掛、駅務掛、荷扱掛踏切保安掛、乗務指導掛、乗務掛、用務掛及び電務掛の各職を除く。

ロ 鉄道公安職員にあっては第八条別表及び管理職員給与基準規程（昭和四十二年二月総秘達第六号）第二条別表（以下「第二条別表」という。）に定める職群3以上の職務経歴三年以上の者

ハ その他の業務機関の職員にあっては第八条別表及び第二条別表に定める職群5以上の職にあって職群3以上の職務経歴が三年以上の者

#### （試験方法）

第四条 試験は、筆記試験と口述試験とし、口述試験は筆記試験合格者に対して行なう。ただし、前条第三号ただし書該当者に対しては筆記試験を省略することができる。

2 運転考査の未了者に対しては、口述試験の際運転考査を行なう。

#### （試験科目）

第五条 筆記試験は、作文、常識一般（労働を含む）、運転、庶務経理、旅客及び貨物として、作文、社会、運転は、必要科目、その他は選択科目として一科目を選択する。

2 口述試験は、鉄道常識及び、一般常識について試問を行なう。

(養成)

第六条 試験の合格者は、必要に応じて鉄道学園の助役運転科講習会に入会させる。

2 講習会の期間及び科目は別に定める。」

「営業掛（主任）採用規程（昭和三十四年九月十七日、静達甲百四十三、改正昭四十・十・四、静達甲百三十三まで）」

第一条 駅の営業掛（主任）（以下「掛主任」という。）は、次の各号の一つに該当する者から選考により採用する。

（注）掛主任とは営業掛のうち主任に指定されているもの、又は旅客、小荷物、貨物、配車等の担当助役をいう。

(1) 営業系統の助役、運転掛、予備助役及び掛主任以上の経歴を有する者

(2) 第二条に定める掛主任採用試験合格者

(3) 助役、運転掛採用試験合格者

(4) 局長が特に認めた者

第二条 掛主任採用試験（以下「試験」という。）は次により施行する。

(1) 受験資格

受験を許可する者は、次の各号の資格をそなえた者で、別記様式により箇所長が推薦した者でなければならぬ。

イ 操行善良、思想堅実及び勤務成績良好の者

ロ 勤統一〇年以上の者で、職員賃金基準規程（昭和四十二年二月職達第二号）第八条別表に定める駅、車掌区、電務区所属の3職群以上の職にある者及び鉄道公安職員で、3職群以上の職務経歴が三年以上の者。ただし、構内作業掛、駅務指導掛、駅務掛、荷扱掛、踏切保安掛、乗務指導掛、乗務掛、用務掛及び電務掛の各職は除く。なお、勤続年数については、大学（旧制専門学校を含む。）卒業者は四年以上、中央鉄道学園大学課程（鉄道教習所専門部業務科及び同管理科を含む。）卒業者六年以上、鉄道学園高等課程運輸科、同公安科修了者は八年以上とすることができる。

## (2) 試験施行方法

試験は次により必要に応じて施行する。

イ 試験は筆記試験と口述試験とし、口述試験は筆記試験合格者に対して行なう。

ロ 筆記試験は次の科目について行なう。ただし、第一号のロのただし書該当者に対しては筆記試験を省略することができる。

作文 六〇分

常識一般（労働関係を含む。） 六〇分

規程（旅客、貨物） 一一〇分

（注）規程は旅客、貨物のいづれかを選択する。」

この規程をみれば、すでに前節で明らかかなように、階梯職制のもとで、いわゆる「掛職」（中間職）からの受験の

みが可能であつて、労務職からのとびこし受験はできない。この規程にもとづいて鉄道管理局は管理局報(甲)によつて任用試験施行の通達をおこなう。この通達の内容は任用規程よりも具体的であることはいうまでもない。ここでは昭和四十七年十月七日発行の静岡鉄道管理局報(甲)第百五十八号に発表された運輸系統助役等任用試験の通達内容を一例として掲載しておこう。

「運輸系統助役等任用試験

(1) 任用職種

駅または車掌区の助役、予備助役、運転掛

(2) 受験資格

次のア、イ及びウの資格を有するもので、各長が管理者として適任であると認めたる者

ア 駅、車掌区、鉄首公安室に在職する職員については掛職の経歴三年以上、その他の業務機関に在職する職員は5職群以上の者で掛職経歴三年以上の者

(注) 「掛職」は、職員賃金基準規程第八条別表に規定する職名中、最低職群が3職群以上の職名をいう。

ただし、構内作業指導掛、駅務指導掛、乗務指導掛、機関助手、電気機関助手、自動車運転士を除く。

イ 十一月一日現在、勤統一〇年以上の者、ただし、地方採用職員(大学及び大学課程卒業生)及び学園高等課程(正規)修了者は勤統の制限はしない。

(注) 勤務期間には試用員及び準職員期間を通算する。



なお、採用前提の臨時雇用員期間が六箇月以上の場合には六箇月をこえた期間を勤続期間に通算する。

ウ 運転関係適正考査に合格している者

(3) 試験方法

ア 第一次試験（筆記）

(ア) 期日及び場所

十一月十四日（火）時間及び場所は、おって通知する。

(イ) 科目及び時間

作 文 九〇分

部内一般及び旅客貨物 九〇分

運 転 六〇分

イ 第二次試験（面接）

(ア) 第一次試験合格者に対して行なう。

(イ) 期日、場所はおって通知する。

ウ 試験の一部免除

地方採用職員及び学園高等課程（正規）修了者は、第一次試験（筆記）の部内一般及び旅客貨物並びに運転を免除する。」

表 10 昭和 47 年度 静岡鉄道管理局  
助役等任用試験の結果

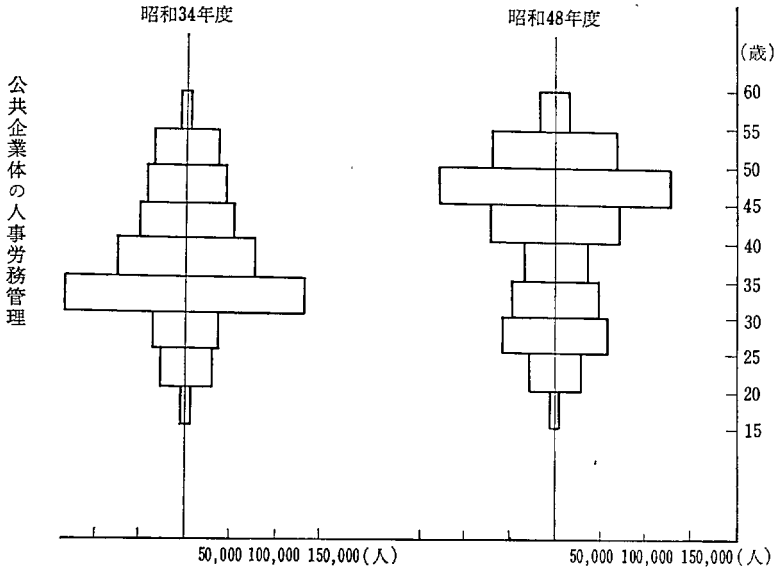
試 験 名		資格者数	受験者数	合格者数	
運輸系統助役等任用試験		2,676	101	38	
営業掛任用試験		1,495	44	20	
技術系統助役等任用試験	運 転	事務	59	7	4
		技術	1,861	34	14
	施 設	事務	51	19	5
		技術	136	32	12
	電 気	事務	31	19	5
		技術	236	41	19

紛争がたえないので管理職に対する魅力がとぼしい。第三に、図 15 でみるように国鉄では職員の高齢化が極度に進んでおり、それにもなつて過去の管理職員の数の堆積が厚く、さらに近代化・合理化計画の進展によって駅、区の統合や無人化、業務委託化が激しくおこなわれ、管理職の配置箇所が急減していることがあげられ、そのために、試験に合格しても即時に管理に任用されず、現職ないし運転掛、営業掛として滞留しなければならないということがあげられる。

#### 四 助役試験合格者の滞留

表 10 は昭和四十七年度におこなわれた静岡鉄道管理局の助役等任用試験の結果を示したものである。採用規程による受験資格者は非常に多いが、実さいの受験者は非常に少なく、また合格者も少ない。この関係には種々の要素が作用しているとおもわれる。第一に、助役試験自体がかなりむずかしい。このことは、たとえば前掲の表 8 の東京西鉄道管理局の助役試験の場合の得点をもてみてもわかるのであって、かなりの努力家でないとは合格が困難である。第二に、国鉄の現場の労使関係において助役は管理職として日常不断に労働組合ないし組合員としての折衝の当事者になる。第一章第三節でみたように国鉄の労使関係は現場部門にまでしっかりとおりており、

図15 国鉄職員の年齢別構成の推移



助役採用試験に合格しながら助役に任用されないという状況は鉄道管理局の共通の問題である。いま静岡鉄道管理局を例にとれば昭和四十七年度末までその未任用状況を図16でみる事ができる。

図16で年度によって空欄となっているのは試験をおこなわなかった年度である。未任用の状況は運輸系統、営業掛、運動技術系統でとくに多数であって合格後四年たっても任用されない人々があり、一年以内に任用される比率がきわめて少ないことがわかる。助役採用試験に合格しても任用されないで現職にとどまるということになると労働組合としての立場は微妙になる。労使関係が険悪な場合にはこのような合格者は「敵側」の人間としてあつかわれることになりかねない。また助役試験に合格してただちに任用される職務は営業掛、運転掛であるが、さきが大鉄局の非組合員認定の範囲についてみたとおり、これらの職務は非組合員ではない。そこで図17でみるよ

図16 助役試験合格者年度別未任用状況

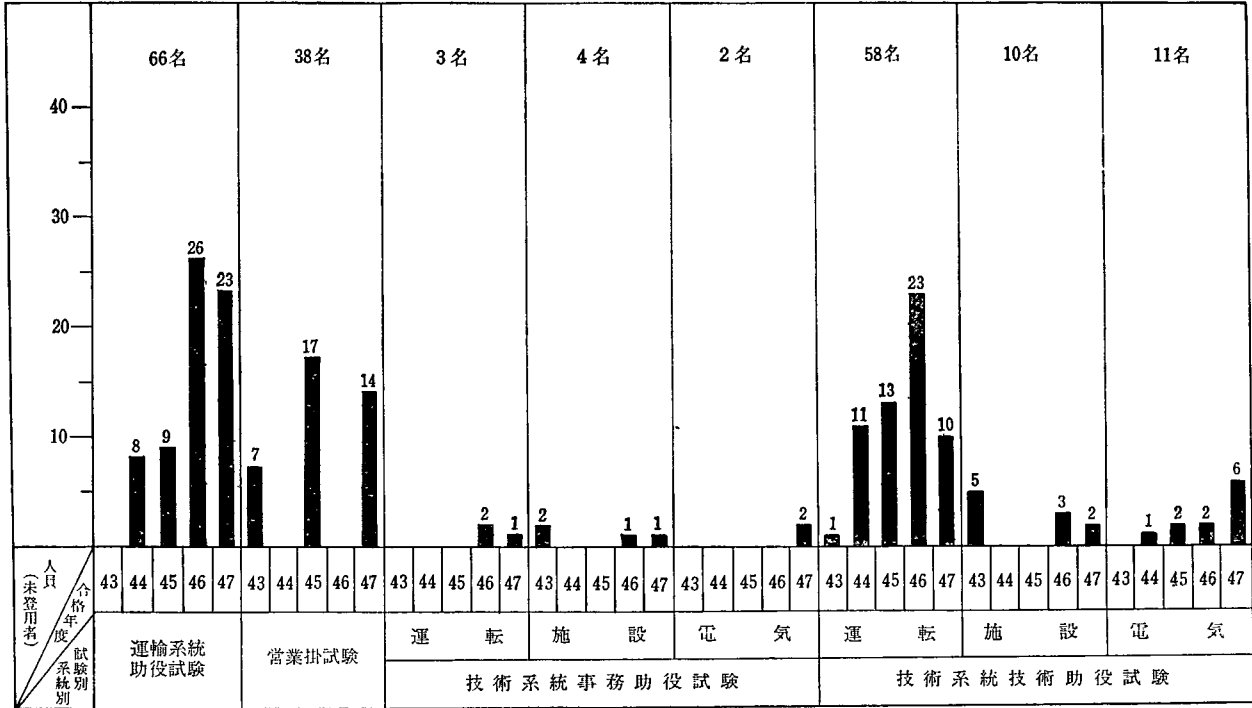
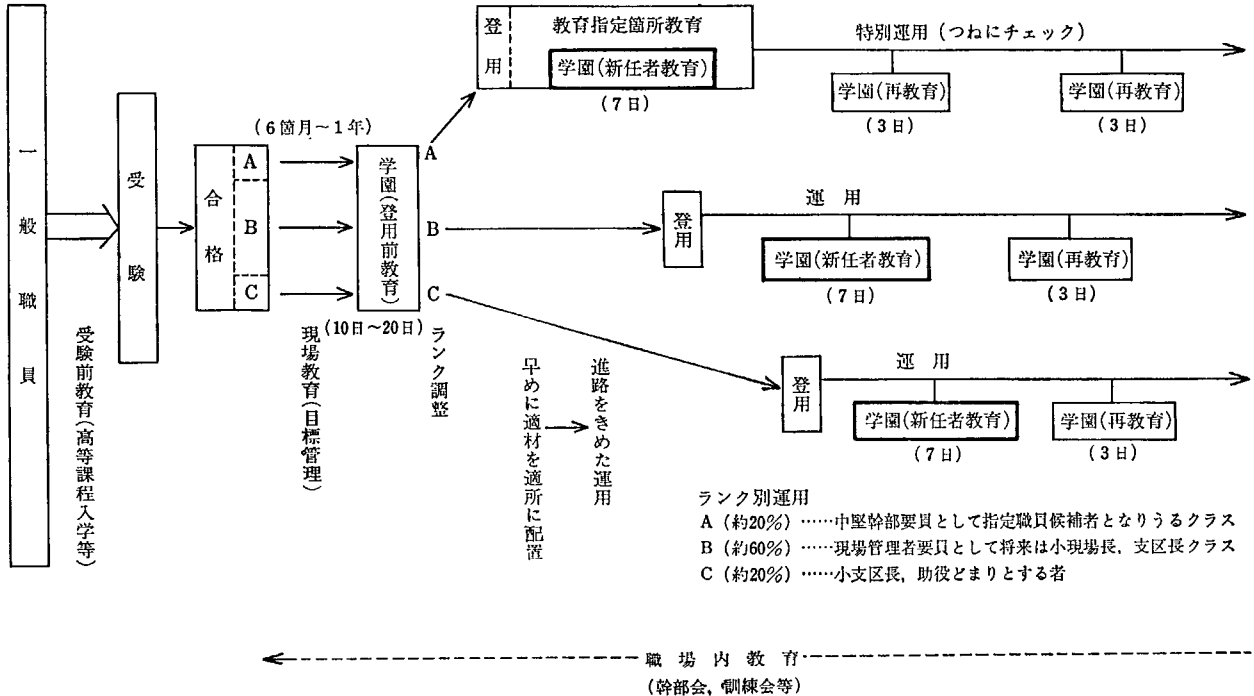


図 17 営業系統 昭和 47 年度末異動における昇職人員と昇職までの平均滞留期間

助役試験合格年度	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	昇職人員	記 事
経過年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19			
業務助役 (41.4歳)	滞留年数	2.8年																			12	試験合格から任用までの期間
	試験合格後任用までの期間	(3) (4) (3) (1) (1)																				
営業掛 (46.9歳)	滞留年数	2.2年																			8	試験合格から任用までの期間
	試験合格後任用までの期間	(2) (1) (4) (1)																				
運転掛 (42.2歳)	滞留年数	3.2年																			6	試験合格又は兼務助役から任用までの期間
	試験合格後任用までの期間	5.10年 (2) (2) (2)																				
予備助役 (45.5歳)	滞留年数	3.1年																			9	兼務助役又は運転掛から任用までの期間
	試験合格後任用までの期間	8.11年 (2) (3) (3) (1)																				
助 役 (47.5歳)	滞留年数	3.7年																			20	営業掛又は予備助役から任用までの期間
	試験合格後任用までの期間	12.6年 (1) (5) (6) (4) (4)																				
駅 長 (51.1歳)	滞留年数	5.7年																			18	上級管理者試験合格から任用までの期間
	試験合格後任用までの期間	18.1年 (1) (4) (10) (3)																				

(注) 昭 48.4.1 現在の各職名ごとの平均年齢を示す。

図18 助役試験合格者の教育



うに非組合員としての予備助役に任用されるまで助役試験合格の平均約九年間を組合員のままですごすことになる。運転掛、営業掛は「赤帽」をかぶり、「準管理者」とされて管理職に類似の業務を遂行するのではあるが、組合員にとどまることによって労使関係の上で非常に困難な立場に立たされることがおきうる。

そこである鉄道管理局では次のような施策をとり初めた。すなわち、助役採用試験の合格者のランク別運用であつて図18に示すとおりである。すなわち、合格者の中では二〇パーセントと予想されるAランクの合格者を学園教育ののちにまず最初に登用し教育指定箇所教育をおこなう。教育指定者教育とは現場に教育指定箇所をつくる。この箇所の選定にあたっては、大きな職場ですぐれた管理者がおり、管理職教育が十分におこなわれることを重点においている。その具体的運用基準は図19のように構想されている。とくにAランク合格者は現場で労使紛争によってつぶされてしまわないように配慮されていることがこの運用基準によって明らかであろう。

## 五 現業管理者の特色

現場部門の管理者の学歴を静岡鉄道管理局を例にとつて表11に示す。表11の傾向は他の鉄道管理局の場合と共通である。表11で駅・区・所長、助役、予備助役が管理者であり、その他が準管理者である。高齢職員が多いために学歴は以前の学校令による場合が多い。表11の中で最下段の「中等学校令(乙種)中等を卒業の者」のほとんどは戦前の学校令による高等小学校卒業者であるといつてよい。この学歴者が全体の五六・一パーセントを占めている。また、教習所卒業者は高等部、普通部等の合計で二七一名と合計一、三四三名の中で二〇・二パーセントを占めている。こ

図19 助役等任用試験合格者の運用方（基準）

系統	運用 合格後の年数 ランク	運 用 方																		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
営 業	A	合格	非現業課員 又は精査子助 (2年)	又は子助 (2年)			主席 又は助役 (5年)				主席特定 又は中間長、助役(首) (5年)						本局指定職 又は現場長			
	B			兼子助又は転				子助 (4年)					助役 (6年)					中間現場長		
	C				兼子助又は転 (5年)						子助 (6年)								助役	
運 転	A		非現業課員 又は指導、交番、車検長 (2年)			主席、主席特定 又は助役 (6年)								本局指定職 又は現場長						
	B			指導、交番、又は車検長 (5年)										助役						
	C									指導、交番、車検長及び助役										
施 設	A		本線支区助役 (2年)	非現業課員 (2年)	支線区支区長 又は本線区支区長 (2年)	本線区助役 (2年)		非現業主席 (4年)			主席特定 又は現場長(中堅) (4年)			本局指定職 又は現場長						
	B		本線支区助役 又は支線区助役 (2年)	非現業課員 (2年)	支線区支区長 (4年)	本線区支区長(中堅) (3年)		非現業主席 (3年)						現場長(本線中堅又は支線)						
	C			支線区助役 (4年)		非現業課員 又は本線区支区助役 (3年)	本区助役 又は支線区支区長 (4年)							本区助役又は本線区支区長						
電 気	A		本線支区助役及び本区助役 (5年)		非現業主席 又は本線支区長 (3年)	主席特定 又は支線区現場長 (3年)							本局指定職又は現場長							
	B		兼助又は支線支区助役 (4年)		本線支区助役 及び本線本区助役 (4年)	非現業主席 (2年)	支線支区長 (2年)							非現業主席特定 又は本線支区長						
	C			兼助又は支線支区助役 (6年)									本線助役							



表 11 管理者並びに準管理者の系統別、学歴別表（除 指定職）

昭和 48 年 4 月 1 日現在

学歴	系統 職名	営 業						運 転			施 設			電 気			計				
		駅・区 長 役	助 役	子 備 助 役	運 転 掛	営 業 掛	運 導 用 掛	小 計	区 所 支 長	助 役	兼 務 助 役	小 計	区 支 長	助 役	兼 務 助 役	小 計					
新制大学 卒業 者	新制大学 専 門 学 校							(0.9) 1		(0.8) 1	(3.2) 1			(0.7) 1	(2.5) 1		(0.5) 1	(0.4) 3			
大学課程 （旧専門部）	大学課程 （旧専門部）	(1.3) 1	(0.5) 2				(0.5) 3	(5.7) 6		(3.8) 6	(12.5) 4	(3.3) 4		(4.8) 8	(4.6) 2	(0.7) 1	(1.5) 3	(1.4) 20			
中等学校を卒業の者 による甲種中等及び実	甲種中学校 実業学校	15	54	19	5	20	10	123											222		
	新制高等学校 （含認定）	1	8	4	25	4	3	45		1	2	3				20			73		
	教習所 高等部	4	49	23	9	1		86	2	42	9	53		12		12	7	15	2	24	175
	教習所 普通部	3	24	1	1			29		2		2	4	34	1	39	7	19		26	96
	小 計	(33.0) 23	(31.1) 135	(36.4) 47	(52.0) 40	(33.4) 25	(36.2) 13	(34.4) 283	(100.0) 2	(51.9) 54	(32.0) 16	(46.1) 72	(68.7) 22	(66.6) 84	(75.0) 6	(67.4) 112	(51.1) 22	(49.3) 72	(55.5) 5	(49.5) 99	(42.1) 566
中等学校 卒業 者	中 高 学 校 教 員 等	(65.7) 46	(68.4) 297	(63.6) 82	(48.0) 37	(66.6) 50	(63.8) 23	(65.1) 535	(41.5) 43	(68.0) 34	(49.3) 77	(15.6) 5	(30.1) 38	(25.0) 2	(27.1) 45	(41.8) 18	(50.0) 73	(54.5) 6	(48.5) 97	(56.1) 754	
計		(100.0) 70	(100.0) 434	(100.0) 129	(100.0) 77	(100.0) 75	(100.0) 36	(100.0) 821	(100.0) 2	(100.0) 104	(100.0) 50	(100.0) 156	(100.0) 32	(100.0) 126	(100.0) 8	(100.0) 166	(100.0) 43	(100.0) 146	(100.0) 11	(100.0) 200	(100.0) 1,343

(注) ( ) 内は職名別の学歴割合を示す。

の二つを合計すると全体の七六・三パーセントとなるのであって、国鉄の現業管理者は小学校ないし高等学校卒業という、いわば義務教育の学歴のみを有する勤労者の登竜門であるということが出来る。東京駅は一、〇〇〇名、京都駅は七〇〇名の職員に加えて多数の業務委託者が働いている。これらの多数の職員を駅長が管理している。その職務の重要性は民間企業の事業所長に比肩しよう。それらの事業所長の職位が義務教育出身者にほとんど開放されていることは特筆されるべきことではないだろうか。

そして、助役試験合格者は、現状では、まず合格のまましばらく現職に従事しながら兼務助役となり、やがて営業掛、運転掛として勤務し、そののちに予備助役となって管理職に任用される。国鉄では「掛職」以下の場合には駅、機関区などの職場を移動することはほとんどない。ただし東京南鉄道管理局の都内勤務職員の場合には千葉県、埼玉県などから通勤する職員がかなりあり、東京南鉄道管理局内でこれらの県に最も近接しているのは神田駅であるために、神田駅への移動を希望する職員が多い。また、豊橋駅のように身延線沿線地方出身者を豊橋駅勤務にすることから、この線への移動希望者をかかえている箇所もある。だが一般的にいつて大都市をはなれば、駅・区の周辺の地域からの通勤者が多く、移動希望者はほとんどいない。

これにくらべて、助役以上の管理者になった場合には職場間の移動はきわめて激しい。表12は静岡鉄道管理局の場合をみたものだが、掛職以下の職員が年間で一五・六パーセントと六人に一人しか職場を移動していないのに、管理職は二一・三二パーセント、すなわち三人に一人ないし五人に一人が毎年移動している結果になっている。

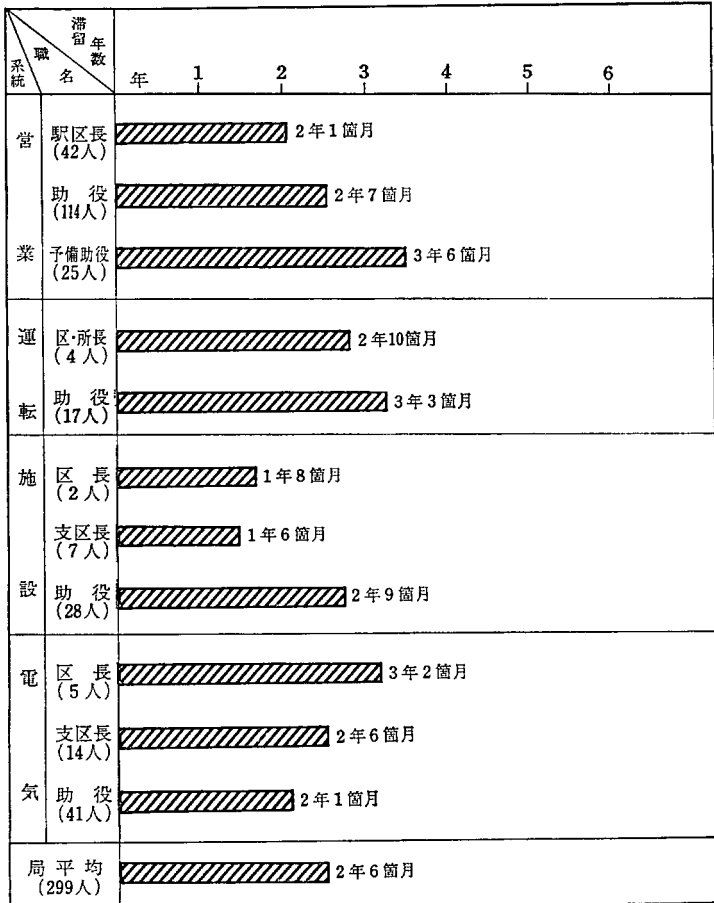
このことをさらに具体的にみるために、同管理局のこの期間について管理者の同一勤務箇所（駅、区など）にどの

表 12 年度別職員異動数

年度別	45		46		47	
職種別	一般職	管理職	一般職	管理職	一般職	管理職
対象人員	12,068	2,544	10,886	2,510	10,658	2,425
異動人員	1,979	654	1,658	807	1,672	528
(%)	16.4	25.6	15.2	32.2	15.7	21.5

(注) 管理職には管理部門職員及び準管理職(運転掛・営業掛等)を含む。

図 20 同一勤務箇所における平均滞留年数 (系統別, 職名別)



(注) 昭和47年度末異動者を対象とし、( )内はその対象人員を示す。

表 13 管理者の経歴

京都駅首席助役 大阪鉄道管理局			豊橋 駅 長 静岡鉄道管理局			豊橋 機 関 区 長 静岡鉄道管理局			三鷹電車区首席助役 東京西鉄道管理局		
年	年齢	経 歴	年	年齢	経 歴	年	年齢	経 歴	年	年齢	経 歴
昭2	0歳	出生	大11	0歳	出生	大9	0歳	出生	大9	0歳	出生
昭20	18	鳥取商業卒業	昭15	18	藤枝農業学校卒業	昭12	17	工業学校卒業	昭7	12	小学校卒業
昭21	19	入社、大鉄教習所、事務係	昭15	18	入社、藤枝駅駅手、中卒者詮衡試験合格、藤枝駅貨物掛			入社、機関助手見習	昭15	20	入社、三鷹電車区車両手
昭24	22	吹田鉄道教習所人事係				昭13	18	機関助手	昭16	21	電車運転士見習
昭27	25	総務部人事課				昭14	19	機関士見習、機関士	昭17	22	電車運転士(三鷹電車区)
昭36	34	関西支社人事課	昭18	21	兵役(~昭21)	昭15	20	兵役(~昭21)	昭19	24	電車運転士(青梅電車区)
昭43	41	総務部人事課任免係長	昭23	26	管理部業務課貨物係	昭22	27	専門部運転科(現行大学課程)入学	昭36	39	青梅電車区助役
昭45	43	総務部人事課課長補佐	昭25	28	東京地方営業事務所			専門部運転科卒業、機関士兼電気機関士	昭39	42	品川電車区助役
昭48	46	京都駅助役(首席)	昭27	30	営業部貨物課	昭24	29	機関士兼電気機関士のため休職(~昭30)	昭42	45	東神奈川電車区助役
			昭38	41	営業部専用線課係長	昭27	32	指導機関士	昭44	48	中野電車区助役(首席)
			昭40	43	駅長等試験合格	昭31	36	養成所講師	昭46	50	豊田電車区助役(首席)
			昭43	46	営業部事業課長(副参事)	昭32	37	沼津機関区助役	昭48	52	三鷹電車区助役(首席)
			昭45	48	富士駅長	昭38	43	静岡運輸所助役			
			昭47	50	豊橋駅長	昭42	47	管理局運輸部機関車課主席			
						昭43	48	運輸部機関車課指導係長			
						昭44	49	豊橋機関区長			
						昭46	51				

一橋大学研究年報 社会学研究 18

かなりの期間、勤務しつづけているかをみると、図 20 のとおりになる。すなわち、局平均でわずかに二年半ということになる。中でも電気区を除いて管理職位が上位になるほど勤続年数は短くなっているのであって、施設区長の場合には人員が少ないので除外して考えてみるにしても、駅・区長の場合には、わずかに二年一ヵ月しか勤務しないのである。通常、同一勤務場所に最低三年勤続することが職務習熟の原則であると考えられるのだが、国鉄では管理職がこのように目まぐるしく移動しているの

であつて、列車の乗客といつしよに管理者も移動しているような錯覚をおこさせるほどである。

このように迅速な移動がおこなわれるのは、一つには管理局内の勤務箇所がまだ多数あり、それらが小から大へとランクづけられていて、管理者は小さい箇所の助役から大きい箇所への助役、小さい箇所の箇所長から大きい箇所の方へとラセン形に進んでいくことが昇格、昇進の径路になつてゐるということがある。もう一つには、箇所によつて労使関係の円滑な処理が困難で一年間の勤務が一〇年間の疲労に匹敵するという事情があり、そのために管理者の移動が促進されるということがある。

表13に若干の現業管理者の経歴を示す。いずれも助役ないし駅長に任用後の移動が激しいことがよくわかるであらう。

## 六 上級管理者への任用

すべての鉄道管理局で設定されてゐるわけではないが、管理職の中に上級管理者を区分して設定してゐる鉄道管理局がある。東京西鉄道管理局、静岡鉄道管理局などにも上級管理者が設定されてゐる。静岡鉄道管理局に例をとれば、静岡鉄道管理局報（甲）第百七十一号（昭和四十六年十月二十二日）で次のように上級管理者任用試験施行についての通達が発表されてゐる。

「上級管理者任用試験施行について

下記により上級管理者任用試験を施行するから志願者を推薦されたい。

公共企業体の人事労務管理

記

1 任用職種

「上級管理者」とは、次の職種をいい、別に定めるもののほか、この試験の合格者を任用する。ただし、技術職員がその担当職種の上級管理者に任用される場合を除く。

現業機関の長、支区長、公安室長及び11職群の係長、教頭、講師、寮長並びにC職群の助役、公安主任

(注1) 「技術職員」とは次の職種の経歴を有し、その業務に精通している者をいう。

課員(技術担当者に限る)、各機関士、電車運転士、気動車運転士、各技術掛、各検査長、各検査掛、保線指導掛、軌道作業長、保線機械掛、通信運用掛、電信掛

(注2) 係長には守衛長、契約審査員、考査員、施設監査員を含む。

2 受験資格

次の第一号及び第二号の資格を有する者で、上級管理者として適任であると認め、所管部長及び運輸長(営業、運転系統に限る。)が推薦する者

(1) 10 (B) 職群又は9 (A) 職群の者で、7職群以上の職務経歴を通算して五年以上(地方採用職員等にあつては一年以上)の者

(注) 「地方採用職員等」とは、大学、旧専門学校卒業業者で、部内資格として認定された者及び学園大学課程、旧専門部卒業者をいう。

(2) 現業管理職の職務経歴を有する者及び非現業の主席、助役試験合格者

(注1) 「現業管理職」とは助役(旧分区長を含む)・予備助役、運転掛、掛主任、公安主任をいう。

(注2) 「主席」には非現業の10職群の相当職を含む。

### 3 試験方法

(1) 第一次試験(筆記)

ア 期日及び場所

十一月二十二日

時間、場所はおって通知する。

イ 科目及び時間

作文 九〇分

常識一般 九〇分

(2) 第二次試験(面接)

ア 第一次試験の合格者に対して行なう。

イ 期日、場所はおって通知する。

### 4 志願手続き等

(1) 各長は志願者の資格等を十分審査のうえ、十月二十八日までに営業、運転系統については所管の運輸長へ、

公共企業体の人事労務管理

施設、電気系統については主管部長へ志願書を提出すること。

(注) 志願者のうち、次の第二号及び第三号により運輸長及び主管部長が選考のうえ推薦する者について第一次試験を行なう。

(2) 運輸長は勤務成績、資格等を審査、選考のうえ主管部長あて志願書により推薦すること。

(3) 各部長は現業機関の職員及び所属部内の志願者について資格等を審査、選考のうえ、十月三十日までに人事課長あてに志願書により推薦すること。

(注) 第一次試験受験者の決定については、各部長から(営業、運転については運輸長を経由して)各長あて通知する。

## 5 その他

志願書用紙は次の箇所へ請求すること。

非現業……………人事課(任免)

営業、運転現業機関……………所管の運輸長

施設、電気現業機関……………主管部総務課(要員)

静鉄局の上級管理者任用試験の結果をみれば表14のとおりであって、合格者は受験者の半分ないし、それ以下であり、試験はかなりむずかしい。管理者の選別は上級管理者任用試験の設定によっていよいよきびきびくなっているといえよう。



表 14 上級管理者任用試験の結果（静鉄管理局）

試験項目	年度別			年度			年度		
	45年	46年	47年	最低点	全点	最低点	全点	最低点	全点
資格者数	45	46	47	50.0	57.0	50.0	57.0	50.0	57.0
受験者数	99	100	573	33.57.8	53.60.5	146	60.46.9	37.0	27.0
平均点	57.8	60.5	46.9	37.0	27.0				
合格者数	33	53	60						
最低合格者	45.0	50.0	57.0						
全合格者	37.0	23.5	27.0						
上級管理者任用試験	—	—	—						

## 七 指定職制度

第四節の表りでみるように、たとえば営業部門の助役、駅長の職長の職群 A、B、C、D の次に「指定職」という名称がみえる。指定職は管理職制度と関連しているが、それとは別個の制度であって民間企業の資格制度に類似している。とはいえ民間企業の資格制度のように全従業員に適用されるのではなく、一部の職員に適用される制度である。

指定職についてはまず「指定職員等管理規程」（昭和三十九年四月一日、総裁達第百五十八号、改正昭和四十七・二・三総裁達第八十一号）がある。次にその条文を引用する。

### 「（適用範囲）」

第一条 指定職員等の範囲、定数、登用、昇格、給与等に関する業務については、この規程の定めるところによる。

2 この規程に定めていない事項については、別に定めるものによる。

(注) 別に定めるもののおもなものは、次のとおりである。

規 程 名

関 係 事 項

職員管理規程（昭和三十九年四月総裁達第五百五十七号）

勤務、教育、賞罰等

(用語の意義)

第二条 この規程における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「登用」とは、はじめて指定職員等となることをいう。

(2) 「昇格」とは、指定職員等が上位の呼称を附与され、又は上位の職若しくは職群に格付される場合をいう。

(3) 「降格」とは、昇格の反対の場合をいう。

(職分呼称)

第三条 指定職員等は、職務の内容に応じて、指定職員、研究職員、役付医療職員及び特定船舶職員に区分する。

2 職務の重要度に応じ、かつ、業績を勘案して、指定職員については参与、参事、参事補又は副参事の、研究職員については研究職1等、研究職2等又は研究職3等の職分呼称を附与する。

(指定職員等の範囲)

第四条 指定職員等とすることができるものの範囲は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、総裁が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(給与の種別)

第五条 指定職員等の給与は、俸給、指定職員等俸給加算額、扶養手当、都市手当、職務調整額、住宅手当、特殊勤務手当、通勤手当、割増給与、休職者給与、期末手当、寒冷地手当及び退職手当とする。

(扶養手当)

第六条 扶養手当は、職員管理規程第18条の規定を準用する。

(通勤手当)

第七条 通勤手当は、職員管理規程に基づく通勤手当支給基準規程の定めを準用して支給するものとする。

(退職手当)

第八条 退職手当は、職員管理規程に基づく退職手当支給事務基準規程の定めを準用して支給するものとする。

(統 事)

第九条 指定職員等で、永年にわたり業務に尽すいし、その業務知識及び技能が特に練達しているものには、統事の称号を附与する。

(総裁の決定事項)

第十条 次の各号に掲げる事項は、総裁が決定する。ただし、第四号及び第七号に掲げる事項のうち、別に通達するものについては、総局長、首都圏本部長及び直轄地方機関の長(首都圏本部の担当する機関の長を除く。)が代行するものとする。

- (1) 指定職員等の定数
  - (2) 指定職員等の登用、昇格、給与等に関する基本事項
  - (3) 指定職員等の人事の運用に関する基本事項
  - (4) 指定職員等及び研究職員の登用、昇格、降格、退職及び免職
  - (5) 別表第2に掲げる者の採用、勤務指定、転勤、休職及び復職
  - (6) 別表第2に掲げる役付医療職員及び特定船舶職員の登用、昇格、降格、退職及び免職
  - (7) 指定職員等の昇給。ただし、次に掲げる者以外の者の定期昇格を除く。
    - ア 別表第2に掲げる者
    - イ 別表第2に掲げる者以外の者で、本社附属機関に勤務する指定職員等。ただし、鉄道労働科学研究所、中央鉄道病院及び中央保健管理所の役付医療職員を除く。
  - (8) 本社内各長、本社附属機関の長及び地方機関の長（駐在理事室長を含み、首都圏本部の担当する機関の長を除く。）の退職手当の支給額
  - (9) 統事の称号の附与  
(権限の委任)
- 第十一条 次の各号に掲げる事項は、総裁室秘書課長が決定する。
- (1) 指定職員等の本社附属機関及び地方機関（駐在理事室を含み、首都圏本部の担当する機関を除く。）別・級

別定数

(2) 別表第2に掲げる者並びに同表に掲げる者以外の参事の指定職員の配置箇所

2 次に各号に掲げる事項は、本社附属機関の長が決定する。

(1) 別表第2に掲げる者以外の指定職員及び研究職員の採用、勤務指定、転勤、休職及び復職

(2) 別表第2に掲げる者以外の役付医療職員及び特定船舶職員の採用、登用、昇格、降格、勤務指定、転勤、休職、退職、免職及び定期昇給

3 次の各号に掲げる事項は、総局長及び首都圏本部長が決定する。

(1) 別表第3に掲げる者の採用、勤務指定、転勤休職及び復職

(2) 別表第3に掲げる者以外の指定職員の定期昇給

(3) 別表第3に掲げる役付医療職員及び特定船舶職員の登用、昇格、降格、退職、免職及び定期昇給

(4) 総局の地方機関の長及び首都圏本部の担当する機関の長の退職手当の支給額。

4 次の各号に掲げる事項は、総局の地方機関の長及び直轄地方機関の長が決定する。ただし、第三号に掲げる事項については、直轄地方機関の長（首都圏本部の担当する機関の長を除く。）に限る。

(1) 別表第2及び別表第3に掲げる者以外の指定職員の採用、勤務指定、転勤、休職及び復職

(2) 別表第2及び別表第3に掲げる者以外の役付医療職員及び特定船舶職員の採用、登用、昇格、降格、勤務指定、転職、休職、復職、退職、免職及び定期昇給

別表第1 (第4条)

## 指定職員等とすることができるものの範囲

区分	職名
指定職員	本社内各長、本社附属機関の長、総局長、地方機関の長(駐在理事室長を含む。)、副総局長、総局の地方機関の長、鉄道管理局の地方機関の長、課長、次長、調査役、監察役、計画主幹、検査役、補佐、主任部員、副所長、部長、室長、会計監査役、主任研究員、図書館長、科長、学務主事、分教所長、主任技師、副監察役、出張所長、電気工事事務所長、センター所長、副監査役、監督、運輸長、管理長、契約審査役、構造物検査技師、物資部長、施設監査員、鉄道学園長、教頭、事務長、資材事務所長、用品試験所長、用品倉庫長、工事事務所長、保安監査員、現業機関の長、職場長、助役、支区長、支所長
研究職員	研究室長、主任研究員、調査役、補佐
役付医療職員	課長、補佐、研究室長、主任研究員 院長、副院長、保健管理所長、保健管理部長、副長、主任医長、医長、副医長、鉄道診療所長、分室長、鉄道療養所長、薬剤長、副薬剤長、衛生試験室長、総婦長
特定船舶職員	部長、次長、監督、課長、補佐、科長 現業機関の長、船長、助役、支所長、機関長、通信長、事務長

(注) 「センター所長」とは、販売センター及び貨物営業センターの所長である。

(3) 別表第2に掲げる者以外の指定職員の定期昇給第十二条 総裁室秘書課長は、第十条の規定により総裁が決定したところに基づき、次に、各号に掲げる基準規定を制定しなければならない。

(1) 指定職員登用及び昇格基準規程(指定職員の登用、昇格及び呼称の附与に関する基準)

(2) 指定職員給与基準規程(指定職員の給与等に関する基準)

(2)の二 研究職員登用及び給与等基準規程(研究職員の登用、昇格、給与等に関する基準)

(3) 役付医療職員登用及び給与等基準規程(役付医療職員の登用、昇格及び給与等に関する基準)

(4) 特定船舶職員登用及び給与等基準規程(特定船舶職員の登用、昇格、給与等に関する基準)

この第十二条にもとづいた「指定職員及び昇格基準規程」は次のように定められている。

別表第2 (第10条, 第11条)

公共企業体の人事労務管理

機 関		範 囲
本 社		指定職員等
本 社 附 属 機 関		所長, 学長, 病院長, 副所長, 次長, 部長, 調査役, 室長, 図書館長, 分教所長, 課長, 事務長, 科長, 主任技師, 在外事務所の指定職員, 副院長, 副長
駐 在 理 事 室		指定職員
輸 送 計 画 室		指定職員
総局及び 総局の地方 機関並び びに首都 圏本部及 びその担 当する機 関	総 局	総局長, 副総局長, 次長, 部長, 監察役, 企画室長(四国総局を除く。), 車両管理室長(四国総局を除く。), 情報管理室長, 予算管理室長, 調査役, 鉄道学団長(第1種), 鉄道病院の院長及び副院長, 電気工事事務所長
	首 都 圏 本 部	本部長, 次長, 室長, 監察役
	鉄 道 管 理 局	局長, 部長, 会計監査役, 鉄道学団長(第1種), 鉄道病院の院長及び副院長, 保健管理所長
	地方自動車局・部	局長, 部長, 次長
	地 方 資 材 部	部長, 次長
	工 場	工場長, 次長
	自 動 車 工 場	工場長
	工 事 局	局長, 次長, 操機部長, 工事事務所の所長及び次長
	建 築 工 事 局	局長, 次長
	給 電 管 理 局	局長, 次長
	電 気 工 事 局	局長, 次長
直轄地方 機関(首 都圏本部 の担当す る機関を 除く。)	鉄 道 管 理 局	局長, 部長, 会計監査役, 本局の課長及び室長, 副監査役, 契約審査役, 運輸長, 鉄道学団長(第1種), 鉄道学団(第1種)の教頭, 鉄道病院の院長及び副院長, 保健管理所の所長及び副長, 監督, 工場長, 工場次長
	地方自動車局・部	局長, 部長, 次長, 課長
	地 方 資 材 部	部長, 次長, 課長, 資材事務所長
	工 場	工場長, 次長, 課長
	工 事 局	局長, 次長, 本局の課長, 工事事務所の所長及び次長
	電 気 工 事 局	局長, 次長, 課長, 室長, 主任技師

二六七

別表第3 (第11条)

機 関	範 囲	
総 局	別表第2に掲げる者以外の指定職員等	
首 都 圏 本 部	同 上	
総局の地方機関及び首都圏本部の担当する機関	鉄 道 管 理 局	本局の課長及び室長、部の次長、副監査役、契約審査役、運輸長、鉄道学園(第1種)の教頭、保健管理所の副長、監督、炭鉱整理事務所の所長及び次長
	地方自動車局・部	課 長
	地 方 資 材 部	課長、資材事務所長、用品試験所長
	工 場	課 長
	自 動 車 工 場	課 長
	工 事 局	課 長
	建 築 工 事 局	課 長
	給 電 管 理 局	課長、室長
	電 気 工 事 局	課長、室長、主任技師
船 舶 管 理 部	課長、監督	

「指定職員登用及び昇格基準規程」

(適用範囲)

第一条 指定職員の登用、昇格、昇任については、指定職員等管理規程によるほか、この規程の定めるところによる。

第二条 削除

(期間計算の原則)

第三条 この規程における計算は、月計算とする。

(登用の種別)

第四条 登用は、普通登用、特別登用及び名誉登用とする。

(普通登用)

第五条 参事補への登用は、次の各号に該当する者のうちから、別に通達する定数の範囲内で行なうものとする。

(1) 現に11職群及びC職群以上の職にあり、かつ、その職務経歴が一年(休職及び停職の期間を除く。)以上



の者

(2) 指定職員等管理規程別表第1に掲げる職にある者

2 副参事への登用は、次の各号に該当する者のうちから、別に通達する定数の範囲内で行なうものとする。

(1) 現にC職群以上の職にあり、かつ、11職群又はC職群以上の職務経歴が一年（休職及び停職の期間を除く。）以上の者

(2) 管理職員給与基準規程別表第1に掲げる職にある者

（特別登用）

第六条 次の各号に該当する者を登用する必要がある場合は、総裁の承認を得て行なうものとする。

(1) 前条の規定に該当しない者

(2) 公務員等からの復帰者（復帰時に限る。）

(3) 新たに採用した学職経歴者

（名譽登用）

第七条 次の各号の1に該当する者が退職し、又は死亡した場合は、退職又は死亡の日をもって参事補に登用することができる。ただし、過去一年間に懲戒処分を受けた者を除く。

(1) 現に10職群以上又はB職群以上の職にあり、かつ、その職務経歴が五年以上の者

(2) 総裁が特に認めたる者

公共企業体の人事労務管理

2 次の各号の1に該当する者が退職し、又は死亡した場合は、退職又は死亡の日をもって副参事に登用することができる。ただし、過去一年間の懲戒処分を受けた者を除く。

- (1) 現に10職群以上又はB職群以上の職にあり、かつ、その職務経歴が四年以上の者
  - (2) 現場長又はこれに準ずる職にある者で、その職務経歴が二年以上あるもののうち、総裁が特に認めたもの
- 3 前項の職務経歴期間の算定については、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 業務上の顕著な功績により総裁から特に個人表彰を受けた者及び業務上の傷病により退職し、又は死亡した者については、職務経歴所要年数を一年短縮することができる。
- (2) 休職又は停職の期間がある場合は、その期間の二分の一を減ずる。

(昇格の種類)

第八条 昇格は、普通昇格、優遇昇格及び名誉昇格とする。

(普通昇格)

第九条 次の各号の1に該当する場合は、当該各号に定める職についた日をもって、昇格を行なうものとする。ただし、総裁が特に事由があると認めた場合は、昇格を延期することができる。

- (1) 参事の者が、別に通達する参与配置箇所<sup>1</sup>の職についた場合
- (2) 参事補の者が、別に通達する参事配置箇所<sup>2</sup>の職についた場合<sup>3</sup>

この条文は分りにくいので理解しやすいように整理してみると表15のとおりになる。表15の上段は登用について

表 15 指定職員普通登用・昇格・昇任基準

登用	一般職 副参事 3級 参事補 2級 1級	
一般職から副参事補		<ul style="list-style-type: none"> <li>○参事補への登用 現に11職群及びC職群以上の職にあり、かつ、その職務経歴が1年以上の者（休職及び停職の期間を除く）</li> <li>○副参事への登用 現にC職群以上の職にあり、かつ11職群又は、C職群以上の職務経歴が1年以上の者（休職及び停職の期間を除く）</li> </ul>
昇格	副参事 3級 参事補 2級 1級 3級 参事 2級 1級	
副参事補から参事補		<ul style="list-style-type: none"> <li>○参事補への昇格 副参事の者が、別に通達し、又は、総局長、首都圏本部長、若しくは、直轄地方機関の長が定める参事補配置箇所の職についた場合。</li> <li>○参事への昇格 参事補の者が別に通達する参事配置箇所の職についた場合。</li> </ul>
昇任	3級 参事補 2級 1級 3級 参事 2級 1級	
3級 ↓ 2級 ↓ 1級		<ul style="list-style-type: none"> <li>○1級又は2級への昇任 参事及び参事補の者のうち、2級又は3級に格付けされている者は、別に通達するところにより、それぞれ1級又は2級に昇任させることができる。 ただし、総裁が特に事由があると認めた場合はこの限りではない。</li> </ul>

表 16 指定職員登用及び昇格（学歴別）数

年度別	クラス別 学歴別 系統別	参 事			参 事 補			副 参 事			計
		専門学校以上 (大学課程を含む)	高校以上 (旧中学校 高等課程 を含む)	高小以上	専門学校以上 (大学課程を含む)	高校以上 (旧中学校 高等課程 を含む)	高小以上	専門学校以上 (大学課程を含む)	高校以上 (旧中学校 高等課程 を含む)	高小以上	
45	非現業			1	1	1	2				5
	営業		1			2	3		1	1	8
	運転		1		1	1		1	1		5
	施設				1	1			1		3
	電気				2	3					5
	計		2	1	5	8	5	1	3	1	26
46	非現業	3		1		6					10
	営業					1	2	1	5	4	13
	運転				2	1		3	1	1	8
	施設				2				1		3
	電気				2			1			3
	計	3		1	6	8	2	5	7	5	37
47	非現業		1			5	1				7
	営業		1	2			1	1	1	4	10
	運転	1			1		1				4
	施設				2	1					3
	電気				5						5
	計	1	2	2	8	6	3	2	1	4	29
総	計	4	4	4	19	22	10	8	11	10	92

の規定、中段は副参事登用以後の昇格についての規定であり、下段は参事補、参事の中での昇級についての規定である。

表16は静岡鉄道管理局における指定職登用者を年度別、クラス別、学歴別、系統別にみたものであって、昭和四十六年度には副参事、参事補への昇格者が多かつたことが指摘できる。通常は副参事への登用者は一〇名未満であつて高小卒現業職員にも副参事、参事補をへて参事にまで到達する職員がいることは注目すべきであろう。職員登用制度としては民間企業よりはるかに開放的であるといえるのではあるまいか。

(以下、次号)

(昭和五四年一月一九日 受理)